

# 和田川雨水簡易ポンプ場運転管理業務委託仕様書

## (目的)

第1条 この仕様書は、和田川雨水簡易ポンプ場の運転管理業務を円滑かつ適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とする。

## (業務の履行)

第2条 受注者は、ポンプ場設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、発注者側係員（以下「係員」という。）の指示に従って、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。また、受注者は業務の履行に当たり発注者の指示に従うとともに、研修資料、各機器の取扱説明書を用いて従事者に対する指導を行わなければならない。

- 2 受注者は、契約満了又は契約の解除により受注者が変更になる場合は、運転操作手順書及び引継事項（別紙-1）を作成し、発注者の指示する期間に業務の引継を協力して行わなければならない。
- 3 本仕様書に定める報告、届出及び解除は、書面により行わなければならない。

## (施設の名称・所在地・主な仕様)

第3条 施設の概要是次のとおりとする。

### (1) 和田川雨水簡易ポンプ場

所在地 和歌山市神前字貝原632番1  
敷地面積 962.41m<sup>2</sup>  
建物概要 ポンプ棟：RC造、地上1階・地下3階、延べ面積336.08m<sup>2</sup>  
電気棟：RC造、地上1階、延べ面積126.06m<sup>2</sup>  
主ポンプ能力 槽外形水中ポンプ(電動)：口径350mm×14m<sup>3</sup>/min×3台

### (2) 放流ゲート

所在地 和歌山市和田地内  
仕様 鋼板製手動スライドゲート、800W×800H

### (3) No. 1分水ゲート

所在地 和歌山市津湊地内  
仕様 W1.5m×H0.97m

### (4) No. 2分水ゲート

所在地 和歌山市井辺地内  
仕様 W2.0m×H1.02m

### (5) No. 3分水ゲート

所在地 和歌山市神前地内  
仕様 W1.0m×H1.0m

### (6) 和田川2号雨水幹線（貯留管）

仕様 φ4500mm L=1240m  
貯留能力 19,721m<sup>3</sup>

## (通常時の業務内容)

第4条 通常時の業務は、施設の運転、運転に伴う各機器の管理及び記録、調整及び整備、その他業務上必要な諸作業を行うものとする。

## (巡回点検時の業務内容)

第5条 巡回点検時の業務内容は別紙「設備点検表」のとおりとし、目視確認を基本とするが必要に応じて機器の操作を行うこととする。その頻度は月1回以上とする。また、その際にポンプ場でのし渣の堆積量確認及び、必要に応じて分水ゲートでのし渣かき揚げも行うものとする。

## (保守点検時の業務内容)

第6条 保守点検時の業務内容は、別紙「設備点検表」のとおりとする。その頻度は月1回とする。ただし、法定検査（電気設備保安検査、消防法関係点検（消火器等）、浄化槽法定点検及び検査）等特別な資格、専門技術を必要とする検査点検については範囲外とする。また、各設備の給油、塗装及び軽易な補修についても行うものとする。

※軽易な補修とは、特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理を簡易な故障修理とする。

#### (緊急出動時の業務内容)

第7条 緊急出動時の業務内容は、「通報装置発報時」及び「大雨が予想される時」において、次の各号の措置を取るものとする。

(1) 各施設で、以下の業務を行うこと。

##### ①各分水ゲート

- 降雨時において水路水位が予報水位以上である通報装置発報時には、分水ゲート作業員はその発報先の分水ゲートへ行き、水路水位を確認すること。水路水位が異常高水位以上もしくは、異常高水位に達しそうな時はゲートを開操作すること。分水ゲート作業員は、分水ゲート開操作後すぐにポンプ場担当にポンプ場で待機するよう指示すること。また、分水ゲート作業員は、別紙「浸水警戒エリア」を巡回し、その周辺家屋の浸水状況を確認すること。浸水警戒エリアの確認後に必要に応じて、ゲート開度の調整を行うこと。下記表は現状の通報設定水位である。ただし、通報設定水位は、状況に応じて変更できるものとする。

通報設定水位表

施設名	予報水位	異常高水位
No. 1 分水ゲート	1100mm	1150mm
No. 2 分水ゲート	900mm	1150mm
No. 3 分水ゲート	1250mm	1300mm

- スクリーンにし渣が堆積している場合はし渣をかき揚げること。

##### ②和田川雨水簡易ポンプ場

- ポンプ場作業員は、ポンプ井が下記表の流入ゲート自動全閉水位に達しないように、流入ゲート開度を調整すること。

箇所	流入ゲート自動全閉水位
ポンプ井	TP-8.7

- 和田川水位がTP+2.5mを超えた場合には、自動運転から手動運転に切り替えること。手動運転とした後の雨水ポンプの運転台数は基本2台とする。もし、3台目ポンプを手動運転する場合は、下記表の条件を全て満たすこと。

条件
ポンプ井水位TP-10.00以下
2台目運転時の吐出井水位がTP+4.00以下
2台目運転から3台目運転までのインターバルは3分間以上

(2) 機器等故障である通報装置発報時には、直ちに現場で原因を調査の上、できる限りの応急的な対応を行い、速やかにその内容を係員に報告すること。

(3) その他上記事項の関連指示事項

#### (災害及び事故対応)

第8条 受注者は、大地震といった災害及び重大事故が発生した場合、職員の安否確認を行った後、ポンプ場及び分水ゲートといった施設に異常がないか確認を行うこと。その後、異常の有無にかかわらず発注者に連絡をする。異常が認められた場合は、施設機能の早期回復に向け発注者と協議、対応を行うこと。

#### (業務の精算)

第9条 業務内容の変更による精算は原則行わないものとする。ただし、大規模災害および重大事故の発生によ

り、業務内容に著しい変更をきたした場合は、契約金額の変更について、発注者と受注者が協議して定める。

(業務総括責任者の選任)

第10条 受注者は、従事する従業員の中から業務の総括責任者を選任しなければならない。

(業務総括責任者の業務)

第11条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指導、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）から、業務の目的、内容を十分理解すること。
- (3) 完成図書、取扱説明書等から施設の機能を完全に把握し、効果的、経済的に運転すること。
- (4) 従業員の現場研修を行い、技能の向上、事故防止に努めること。
- (5) 常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに連絡、対処できる状態にしておくこと。

(業務総括責任者の条件)

第12条 業務総括責任者は、第一種電気工事士の資格を有する者とする。

(作業人員の配置)

第13条 受注者は、施設の内容、機能、及び安全性を十分に考慮し、作業員の適正な配置を行うものとする。

なお、受注者は発注者の指示連絡に対応できるよう、常に通信連絡体制を整えておくこと。

(有資格者の選任)

第14条 受注者は、本業務の実施に必要な次に掲げる有資格者を選任しなければならない。

- (1) 第一種電気工事士
- (2) 危険物取扱者（乙種4類又は甲種）
- (3) 玉掛け技能講習修了者
- (4) クレーン運転特別教育修了者以上
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (6) その他業務履行に必要とする法律等で定められる資格等を有する者

(勤務)

第15条 勤務は次のとおりとし、ポンプ運転の適切な対応をしなければならない。

- (1) 業務統括責任者：緊急出動時、その他必要な時
- (2) ポンプ場作業員：緊急出動時、その他必要な時
- (3) 分水ゲート作業員：緊急出動時、その他必要な時
- (4) 巡回点検作業員：月1回以上
- (5) 保守点検作業員：月1回

(勤務員の服装)

第16条 勤務中は、作業に適した帽子、服、ズボン、靴、安全用具等を着用し清潔を保つこと。

(提出書類)

第17条 受注者は、次の書類を本市に提出しなければならない。

- (1) 作業員名簿 1部
- (2) 勤務編成表 1部
- (3) 業務総括責任者選任届 1部
- (4) 業務総括責任者の経歴書 1部
- (5) 各種資格者証写し 1部
- (6) その他必要書類

- 2 受注者は、業務に関する次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 月報（巡回点検表・保守点検表） 1部
  - (2) 緊急出動時の稼働記録
  - (3) その他係員が指示する書類及びデータ
- 3 契約期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

(経費、資材の負担区分)

第18条 運転管理業務に必要な経費、資材の負担区分は次の各号によるものは受注者の負担とする。

- (1) 潤滑油類（補充用のオイル・グリース等）
  - (2) 燃料（作業用、車両用等）
  - (3) 塗装（軽微な部分補修用塗料）
  - (4) 報告記録用紙
  - (5) 一般汎用什器、備品及び消耗品（パソコン及びプリンター含む）
  - (6) 係員、作業員連絡用に用いる携帯電話及びその電話料金
  - (7) 巡視に必要な車両
  - (8) その他業務遂行に必要なもの
- 2 次の各号によるものは発注者の負担とする。
- (1) 燃料（自家発電設備用）
  - (2) 電力
  - (3) 用水
  - (4) その他係員が認めるもの

(施設の使用許可)

第19条 受注者において、業務が能率的かつ効果的に行われるために、次の施設等を契約期間中貸与するものとする。使用については、細心の注意を持ってこれに当たるものとする。

- (1) 各設備の規格工具
- (2) 係員が必要と認めるもの

(清掃、整理)

第20条 受注者は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(雑則)

第21条 本仕様書に明記されていない事項については、係員の指示に従うものとする。また、指示されていない事項であっても運転操作上、当然必要な業務は、良識ある判断に基づいて行われなければならない。

- 2 運転管理にかかる資料の提出を係員が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 受注者は、常に場内全般の火災、盗難等の予防、取締まり並びに警戒に努め、事故が発生したときは、適切な措置を講じると共に、係員の指示に従わなければならない。
- 4 受注者は、本仕様書に基づくほか、係員の指示に従い業務の完遂を期さなければならない。

(法令、条例の適用)

第22条 受注者は上記仕様書に記載する各種運転管理業務を各関連法令に従い、誠実にしてかつ、完全な運転管理業務を行わなければならない。

(疑義)

第23条 本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

## 和田川雨水簡易ポンプ場機械設備機器仕様

### 1 和田川雨水簡易ポンプ場

#### (1) 流入ゲート

項目	仕様	備考
① 形式	電動式鋳鉄製スライドゲート	
② 吞口寸法	幅 1,000mm×1,000mm	
③ 水密方式	四方水密	
④ 設計水深	前面 8.9m、後面 0m (呑口底基準)	
⑤ 操作水深	前面 8.9m、後面 0m (呑口底基準)	
⑥ 揚程	約 1.05m	
⑦ 開閉速度	約 0.3m/min	
⑧ 電動機	2.2kW	
⑨ 数量	1 門	

#### (2) バイパス弁

項目	仕様	備考
① 形式	手動バタフライ弁	
② 口径	φ 700mm	
③ 数量	1 台	

#### (3) 自動除塵機

項目	仕様	備考
①型式	自動除塵機	
②池寸法	水路幅 2,000mm×深さ 9,400mm×1 池	
③スクリーン	有効目幅 25mm×取付角度 80°	高さ 4,400mm
④駆動装置	φ 3×2.2kW×400V×60Hz	
⑤数量	1 台	
⑥その他	駆動装置カバー：有 スラブ開口部蓋：合成木材	

#### (4) しさコンテナ

項目	仕様	備考
①型式	ステンレス製コンテナ	
②容量	0.5 m <sup>3</sup>	
③台車	手押し式	
④数量	台車 1 台 コンテナ 1 個	
⑤その他	しさ排出方式：底面開閉式	

(5) 雨水ポンプ

項目	仕様	備考
①形式	槽外形水中ポンプ	
②ポンプ口径	350mm	
③吐出量	14 m <sup>3</sup> /min	
④全揚程	19.1m	
⑤回転数	1,181 min <sup>-1</sup>	
⑥電動機出力	75kW	
⑦周波数	60Hz	
⑧電圧	400V	
⑨台数	3台	
⑩その他	付属動力ケーブル：40m	

(6) ジブクレーン

項目	仕様	備考
①型式	手動旋回式ポスト形ジブクレーン	
② 吊上機	自立ポスト形（高さ4m）	アーム部 360°回転
アーム長さ	4m	
③電動チェーンプロ ック	2.8ton 揚程17m 巻上電動機 3.4kW×400V×60Hz	ギヤードトロリ付
④数量	1台	

(7) ポンプ用吊上機

項目	仕様	備考
①型式	手動式チェーンブロック	
②定格荷重	2.8t	
③揚程	9m	
④操作チェーン長さ	3.7m	
⑤使用 I ビーム寸法	I-250×125×7.5/12.5	
⑥台数	1台	
⑦その他	横行装置（ギヤードトロリ）：有 吊替用具（荷鎖、プレートロリ含む）：非付属	

(8) 床排水ポンプ

項目	仕様	備考
①型式	水中汚水汚物ポンプ	
②吐出口径	65mm	
③吐出量	0.3 m <sup>3</sup> /min	
④揚程	12m	
⑤電動機	2.2kW×400V×60Hz×4P	
⑥水中ケーブル長	30m	
⑦ポンプ井底から上 部床までの高さ	0.8m	
⑧台数	2台	
⑨その他	配管接続形式：着脱式	

2 放流ゲート

(1) 放流ゲート

項目	仕様	備考
①形式	手動式鋼製スライドゲート	
②呑口寸法	幅 800mm×800mm	
③水密方式	四方水密	
④設計水深	前面 5.58m、後面 0m (呑口底基準)	
⑤操作水深	前面 5.58m、後面 0m (呑口底基準)	
⑥揚程	約 0.85m	
⑦数量	1 門	

(2) フラップゲート

項目	仕様	備考
①寸法	1,000mm	

3 分水ゲート

(1) N o. 1 分水ゲート

①N o. 1 分水ゲート

項目	仕様	備考
①形式	ステンレス鋼製スライドゲート	下降式
②呑口寸法	幅 1,500mm×高さ 970mm	
③設計水深	前面 1,500mm、後面 0mm	呑口底基準
④操作水深	前面 1,500mm、後面 0mm	呑口底基準
⑤水密方式	4 方ゴム水密	
⑥開閉装置	電動スピンドル式	
⑦揚程	約 1,100mm	
⑧電動機	1.5kW×200V×60Hz	
⑨数量	1 門	

②スクリーン

項目	仕様	備考
①形式	バースクリーン	手掻き方式
②スクリーン寸法	幅 約 1,670mm×高さ 約 1,070mm 有効目幅 140mm×取付角度 90°	
③スクリーンガイド	幅 約 1,640mm×高さ 約 1,270mm	
④数量	1 面	

(2) No. 2分水ゲート

①No. 2分水ゲート

項目	仕様	備考
①形式	ステンレス鋼製スライドゲート	下降式
②呑口寸法	幅 2,000mm×高 1,020mm	
③設計水深	前面 1.520m、後面 0.000m	呑口底基準
④水密方式	後方四方ゴム水密	
⑤開閉装置	電動スピンドル式 1.5kW (2本吊)	
⑥電源	200V×60Hz	
⑦台数	1 門	

②スクリーン

項目	仕様	備考
①形式	バースクリーン	手掻き方式
②スクリーン寸法	幅 約 2,200mm×高さ 約 1,220mm 有効目幅 135mm×取付角度 90°	
③スクリーン受け寸法	幅 約 2,270mm×高さ 約 1,570mm	
④数量	1 面	

(3) No. 3分水ゲート

①No. 3分水ゲート

項目	仕様	備考
①形式	ステンレス鋼製スライドゲート	下降式
②呑口寸法	幅 1,000mm×高 1,000mm	
③設計水深	前面 1.400m、後面 0.000m	呑口底基準
④水密方式	後方四方ゴム水密	
⑤開閉装置	電動スピンドル式 0.75kW	
⑥電源	200V×60Hz	
⑦台数	1 門	

②スクリーン

項目	仕様	備考
①形式	バースクリーン	手掻き方式
②スクリーン寸法	幅 1,174mm×高さ 1,370mm 目幅 150mm×取付角度 90°	
③スクリーン受け寸法	幅 1,224mm×高さ 1,400mm	
④数量	1 面	

4 和田川 2号雨水幹線（貯留管）

(1) 和田川 2号雨水幹線（貯留管）

項目	仕様	備考
①仕様	φ 4500 mm L = 1240 m	
②貯留能力	19,721 m³	

和田川雨水簡易ポンプ場電気設備機器仕様

電力供給会社:関西電力株式会社

受電方式:高圧受電1回線方式

受電電圧:3φ 3W 6600V

受電周波数:60Hz

1. 受変電設備

(1) 柱上気中開閉器

項目	仕様	備考
①形式	屋外柱上取付形SUS製	
②仕様	7.2kV 200A 12.5kA	
③数量	1台	

(2) 引込受電盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内鋼板製自立閉鎖形 CX型 両面扉	
②主要内部機器	断路器 7.2kVA 200A 1台 真空遮断器 7.2kVA 600A 12.5KA 1台	
③数量	1面	

(3) 変圧器盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内鋼板製自立閉鎖形 CY型 両面扉	
②主要内部機器	モールド変圧器 3φ 500kVA 6600/420V 1台	
③数量	1面	

(4) 動力分岐盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内鋼板製自立閉鎖形 CX型 両面扉	
②主要内部機器	モールド変圧器 3φ 20kVA 420/210V 1台	
③数量	1面	

(5) 照明分岐盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内鋼板製自立閉鎖形 CX型 両面扉	
②主要内部機器	モールド変圧器 1φ 10kVA 420/210-105V 1台 低圧進相コンデンサ19.1kvar 低圧進相コンデンサ5.32kvar 直列リアクトル6%付 2組	
③数量	1面	

(6) 接地端子盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内壁掛形	
②内部端子	EA, EB, EC, ED, EKC, ELCB, ETP, EPC	
③数量	1面	

## 2. 自家発電設備

### (1) 搭載形発電装置

項目	仕様	備考
①形式	パッケージ搭載形(85dB(A))	
②仕様	3φ 3W 420V 500kVA 機関出力 600kW 操作盤 本体搭載形 始動装置 電気式、 始動用バッテリー搭載形 (蓄電池はMSE長寿命型) 排気ガス消音器 発電装置内に収納 (85dB(A)出口 1 m)	
③規格	原動機 ディーゼル JIS B 8009-1/2/5/6/7/9/12 LES 3001 発電機 JIS C 4034-1/5/6, JEC-2100, 2130, JEM-1354	
④数量	1台	

### (2) 燃料小出槽

項目	仕様	備考
①形式	鋼板製角形	
②容量	1950L・A重油	
③数量	1式	

### (3) 給気ファン

項目	仕様	備考
①型式	軸流ファン	
②電源	AC420V 60Hz	
③数量	1式	

## 3. 運転操作設備

### (1) No. 1 雨水ポンプ盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内自立閉鎖形 両面扉	
②主要内部機器	雨水ポンプY—△起動回路他	
③数量	1面	

### (2) No. 2 雨水ポンプ盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内自立閉鎖形 両面扉	
②主要内部機器	雨水ポンプY—△起動回路他	
③数量	1面	

### (3) No. 3 雨水ポンプ盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内自立閉鎖形 両面扉	
②主要内部機器	雨水ポンプY—△起動回路他	
③数量	1面	

(4) 沈砂池制御盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内鋼板製自立閉鎖形 両面扉	
②主要内部機器	流入ゲート、除塵機制御回路他	
③数量	1面	

(5) 流入ゲート現場操作盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内壁掛け形SUS製	
②数量	1面	

(6) 自動除塵機現場操作盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内スタンド形SUS製	
②数量	1面	

(7) 雨水ポンプ現場操作盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内壁掛け形SUS製	
②数量	1面	

(8) 床排水ポンプ現場操作盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内壁掛け形SUS製	
②数量	1面	

(9) 自家発用給・排気ファン現場操作盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内鋼板製壁掛け形	
②数量	1面	

(10) 作業用電源盤

項目	仕様	備考
①形式	屋内壁掛け形SUS製	
②数量	1面	

4. 計装設備

(1) 貯留管水位計TM盤

項目	仕様	備考
①形式	屋外装柱形SUS製	
②数量	1面	

(2) 和田川水位計TM盤

項目	仕様	備考
①形式	屋外装柱形SUS製	
②数量	1面	

(3) 貯留管水位

項目	仕様	備考
①形式	投込式 測定範囲 0～16m、-13.0～+3.0TPm	
②数量	1式	

(4) ゲート開度

項目	仕様	備考
①形式	4～20mA DC 測定範囲 0～100%、0～1000mm	
②数量	1式	

(5) ポンプ井水位 (投込式)

項目	仕様	備考
①形式	投込式 測定範囲 0～10m、-15.0～-5.0TPm	
②数量	1式	

(6) ポンプ井水位 (圧力式)

項目	仕様	備考
①形式	圧力式水位計 測定範囲 0～10m、-15.0～-5.0TPm	
②数量	1式	

(7) 吐出井水位

項目	仕様	備考
①形式	投込式 測定範囲 0～5m、-0.1～+5.1TPm	
②数量	1式	

(8) 和田川河川水位

項目	仕様	備考
①形式	電波式(水没型) 測定範囲 0～6m、-2.0～+4.0TPm	
②数量	1式	

(9) 雨量計

項目	仕様	備考
①形式	転倒ます式(ヒータ付) 受水口径 φ 200mm 1転倒雨量 0.5mm	
②数量	1式	

(10) 降雨強度計

項目	仕様	備考
①形式	水滴計数式(ヒータ付) 受水口径 φ 200mm 測定範囲 0～100mm/h 一滴雨量 0.0083mm ±10%	
②数量	1式	

(11) ペーパーレス記録計

項目	仕様	備考
①形式	入力：接点5点、アナログ4点以上、接点パルス2点	
②数量	1台	

5. 監視制御設備

(1) テレメータ装置（貯留管）

項目	仕様	備考
①形式	親局1台・子局1台	
②仕様	入出力信号：アナログ1量 電源：AC100V又はDC24V	
③数量	1台	

(2) テレメータ装置（和田川）

項目	仕様	備考
①形式	親局1台・子局1台	
②仕様	入出力信号：アナログ1量 電源：AC100V又はDC24V	
③数量	1台	

(3) ミニUPS

項目	仕様	備考
①形式	常時インバータ給電	
②仕様	入力電圧 1φ 100V 出力電圧 1φ 100V 容量 1 kVA 切替方式 同期無瞬断方式 放電時間 30 分間	
③数量	1台	

(4) 非常通報装置

項目	仕様	備考
①形式	屋内壁掛形（沈砂池制御盤内に収納）	
②監視項目	1) デジタル信号 ① . 受電停電/復電 ② . 受変電一括故障 発生/復旧 ③ . 自家発 運転/停止 ④ . 自家発一括故障 発生/復旧 ⑤ . No. 1 雨水ポンプ運転/停止 ⑥ . No. 1 雨水ポンプ故障/復旧 ⑦ . No. 2 雨水ポンプ運転/停止 ⑧ . No. 2 雨水ポンプ故障/普及 ⑨ . No. 3 雨水ポンプ運転/停止 ⑩ . No. 3 雨水ポンプ故障/復旧 ⑪ . 流入ゲート故障 発生/復旧 ⑫ . 補機設備故障 発生/復旧 ⑬ . その他電気設備故障 発生/復旧 ⑭ . 吐出井水位異常高 発生/復旧 ⑮ . 貯留管水位異常高 発生/復旧 ⑯ . ポンプ井水位異常高 発生/復旧 ⑰ . ポンプ井水位異常低 発生/復旧 ⑱ . ポンプ井水位偏差異常 発生/復旧 ⑲ . 和田川河川水位異常高 発生/復旧 ⑳ . 通報装置発報停止/復帰 2) アナログ信号 ① . 貯留管水位 ② . ポンプ井水位 ③ . 吐出井水位 ④ . 和田川河川水位 ⑤ . 流入ゲート開度	
③数量	1台	

和田川分水ゲート電気設備機器仕様

(1) No.1分水ゲート制御盤

項目	仕様	備考
①形式	屋外自立閉鎖形SUS製	
②主要内部機器	分水ゲート制御回路	
③監視項目	1) デジタル信号 ① . 受電停電 ② . 受変復電 ③ . ゲート一括故障 ④ . ゲート全開 ⑤ . ゲート中間開 ⑥ . ゲート全閉 ⑦ . 水位異常高 ⑧ . 水位H1 ⑨ . 水位H2 2) アナログ信号 ① . 用水路水位 ② . ゲート開度	
④数量	1面	

(2) No.2分水ゲート制御盤

項目	仕様	備考
①形式	屋外自立閉鎖形SUS製	
②主要内部機器	分水ゲート制御回路	
③監視項目	1) デジタル信号 ① . 受電停電 ② . 受変復電 ③ . ゲート一括故障 ④ . ゲート全開 ⑤ . ゲート中間開 ⑥ . ゲート全閉 ⑦ . 水位異常高 ⑧ . 水位H1 ⑨ . 水位H2 2) アナログ信号 ① . 用水路水位 ② . ゲート開度	
④数量	1面	

(3) No.3分水ゲート制御盤

項目	仕様	備考
①形式	屋外自立閉鎖形SUS製	
②主要内部機器	分水ゲート制御回路	
③監視項目	1) デジタル信号 ① . 受電停電 ② . 受変復電 ③ . ゲート一括故障 ④ . ゲート全開 ⑤ . ゲート中間開 ⑥ . ゲート全閉 ⑦ . 水位異常高 ⑧ . 水位H1 ⑨ . 水位H2 2) アナログ信号 ① . 用水路水位 ② . ゲート開度	
④数量	1面	

(4) No.1分水ゲート水位計

項目	仕様	備考
①形式	電波式	
②数量	1式	

(5) No.2分水ゲート水位計

項目	仕様	備考
①形式	電波式	
②数量	1式	

(6) No.3分水ゲート水位計

項目	仕様	備考
①形式	電波式	
②数量	1式	

設備点検表（機械）

設備名	機器名	形式	巡回点検（1回以上／月）	保守点検（1回／月）
和田川雨水簡易ポンプ場	流入ゲート	電動式鋳鉄製スライドゲート	外観確認 開度確認	外観確認 開度確認 作動確認 必要に応じて、スピンドルへのグリス塗布
	バイパス弁	手動バタフライ弁	外観確認 開度確認	外観確認 開度確認 作動確認
	自動除塵機	自動除塵機	外観確認	外観確認 作動確認 必要に応じて、機器への給油
	し渣コンテナ	ステンレス製コンテナ	外観確認 し渣量確認	外観確認 し渣量確認
	雨水ポンプ	槽外形水中ポンプ	外観確認 弁開度確認	外観確認 作動確認
	ジブクレーン	手動旋回式ポスト形ジブクレーン	外観確認	外観確認 作動確認
	ポンプ用吊上機	手動式チェーンブロック	外観確認	外観確認、作動確認
	床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	外観確認 作動、異音の確認	外観確認 作動確認※床排水ピット水位異常低の場合はこの限りではない。
放流ゲート	放流ゲート	手動式鋼板製スライドゲート	外観確認 開度確認	外観確認 開度確認 作動確認 必要に応じて、スピンドルへのグリス塗布
	フラップゲート		外観確認	外観確認
分水ゲート	No.1分水ゲート	ステンレス鋼製スライドゲート	外観確認 開度確認	外観確認 開度確認 作動確認 必要箇所への潤滑剤の給油
	No.1分水ゲート用スクリーン	バースクリーン	外観確認 必要に応じて、し渣かき揚げ 必要に応じて、し渣の横込、運搬及び処分	外観確認 必要に応じて、し渣かき揚げ 必要に応じて、し渣の横込、運搬及び処分
	No.2分水ゲート	ステンレス鋼製スライドゲート	外観確認 開度確認	外観確認 開度確認 作動確認 必要箇所への潤滑剤の給油
	No.2分水ゲート用スクリーン	バースクリーン	外観確認 必要に応じて、し渣かき揚げ 必要に応じて、し渣の横込、運搬及び処分	外観確認 必要に応じて、し渣かき揚げ 必要に応じて、し渣の横込、運搬及び処分
	No.3分水ゲート	ステンレス鋼製スライドゲート	外観確認 開度確認	外観確認 開度確認 作動確認 必要箇所への潤滑剤の給油
	No.3分水ゲート用スクリーン	バースクリーン	外観確認 必要に応じて、し渣かき揚げ 必要に応じて、し渣の横込、運搬及び処分	外観確認 必要に応じて、し渣かき揚げ 必要に応じて、し渣の横込、運搬及び処分

設備点検表（電気）

設備名	機器名	形式	巡回点検（1回以上／月）	保守点検（1回／月）
受変電設備	柱上気中開閉器	屋外柱上取付形 S U S 製	外観確認 表示器等による異常の有無確認	外観確認 異物付着の有無確認 損傷、油漏れ及びき裂の有無の確認 指示計、表示灯類の確認 異音、異臭、振動の有無確認 温度確認
	引込受電盤	屋内鋼板製自立閉鎖形 C X 形両面扉		
	変圧器盤	屋内鋼板製自立閉鎖形 C Y 形両面扉		
	動力分岐盤	屋内鋼板製自立閉鎖形 C X 形両面扉		
	照明分岐盤	屋内鋼板製自立閉鎖形 C X 形両面扉		
	接地端子盤	屋内壁掛形		
自家発電設備	搭載形発電装置	パッケージ搭載形（85dB(A)）	外観確認 表示器等による異常の有無確認	外観確認、保守運転（無負荷） 損傷、油漏れ及びき裂の有無の確認、清掃 表示計、表示灯類の確認 異音、振動等の有無確認 温度、圧力、弁開度の確認 油量確認
	燃料小出槽	鋼板製角形	外観、油量の確認	外観、油量の確認
	給気ファン	軸流ファン	異音、振動の有無の確認	異音、振動の確認
運転操作設備	N o. 1雨水ポンプ盤	屋内自立閉鎖形両面扉	外観確認 計器の異常の有無確認 表示灯の異常確認	外観確認 計器の異常の有無確認 表示灯の異常確認
	N o. 2雨水ポンプ盤	屋内自立閉鎖形両面扉		
	N o. 3雨水ポンプ盤	屋内自立閉鎖形両面扉		
	沈砂池制御盤	屋内鋼板製自立閉鎖形両面扉		
	流入ゲート現場操作盤	屋内壁掛形 S U S 製		
	自動除塵機現場操作盤	屋内スリット形 S U S 製		
	雨水ポンプ場現場操作盤	屋内壁掛形 S U S 製		
	床排水ポンプ現場操作盤	屋内壁掛形 S U S 製		
	自家発用給・排気ファン現場操作盤	屋内鋼板製壁掛け形		
	作業用電源盤	屋内壁掛け形 S U S 製		
計装設備	貯留管水位計 T M 盤	屋外装柱形 S U S 製	外観の確認 指示状況の確認 清掃	外観の確認 指示状況の確認 清掃
	和田川水位計 T M 盤	屋外装柱形 S U S 製		
	貯留管水位	投込式		
	ゲート開度			
	ポンプ井水位（投込式）	投込式		
	ポンプ井水位（圧力式）	圧力式		
	吐出井水位	投込式		
	和田川河川水位	電波式（水没型）		
	雨量計	転倒ます式（ヒータ付）		
監視制御設備	降雨強度計	水滴計数式（ヒータ付）	外観の確認 表示灯の異常確認 電圧・電流確認 通信確認	外観の確認 表示灯の異常確認 電圧・電流確認 通信確認
	ペーパーレス記録計			
	テレメータ装置（貯留管）	親局 1 台・子局 1 台		
	テレメータ装置（和田川）	親局 1 台・子局 1 台		
和田川分水ゲート	ミニ U P S	常時インバータ給電	外観の確認 表示灯の異常確認	
	非常通報装置	屋内壁掛け形 (沈砂池制御盤内に収納)	表示灯の異常確認	
	N o. 1 分水ゲート制御盤	屋外自立閉鎖形 S U S 製	外観の確認	外観の確認
	N o. 2 分水ゲート制御盤	屋外自立閉鎖形 S U S 製	計器の異常の有無確認	計器の異常の有無確認
	N o. 3 分水ゲート制御盤	屋外自立閉鎖形 S U S 製	表示灯の異常確認	表示灯の異常確認
	N o. 1 分水ゲート水位計	電波式	外観の確認	外観の確認
	N o. 2 分水ゲート水位計	電波式	指示状況の確認	指示状況の確認
	N o. 3 分水ゲート水位計	電波式		ゴミ・ほこりの除去

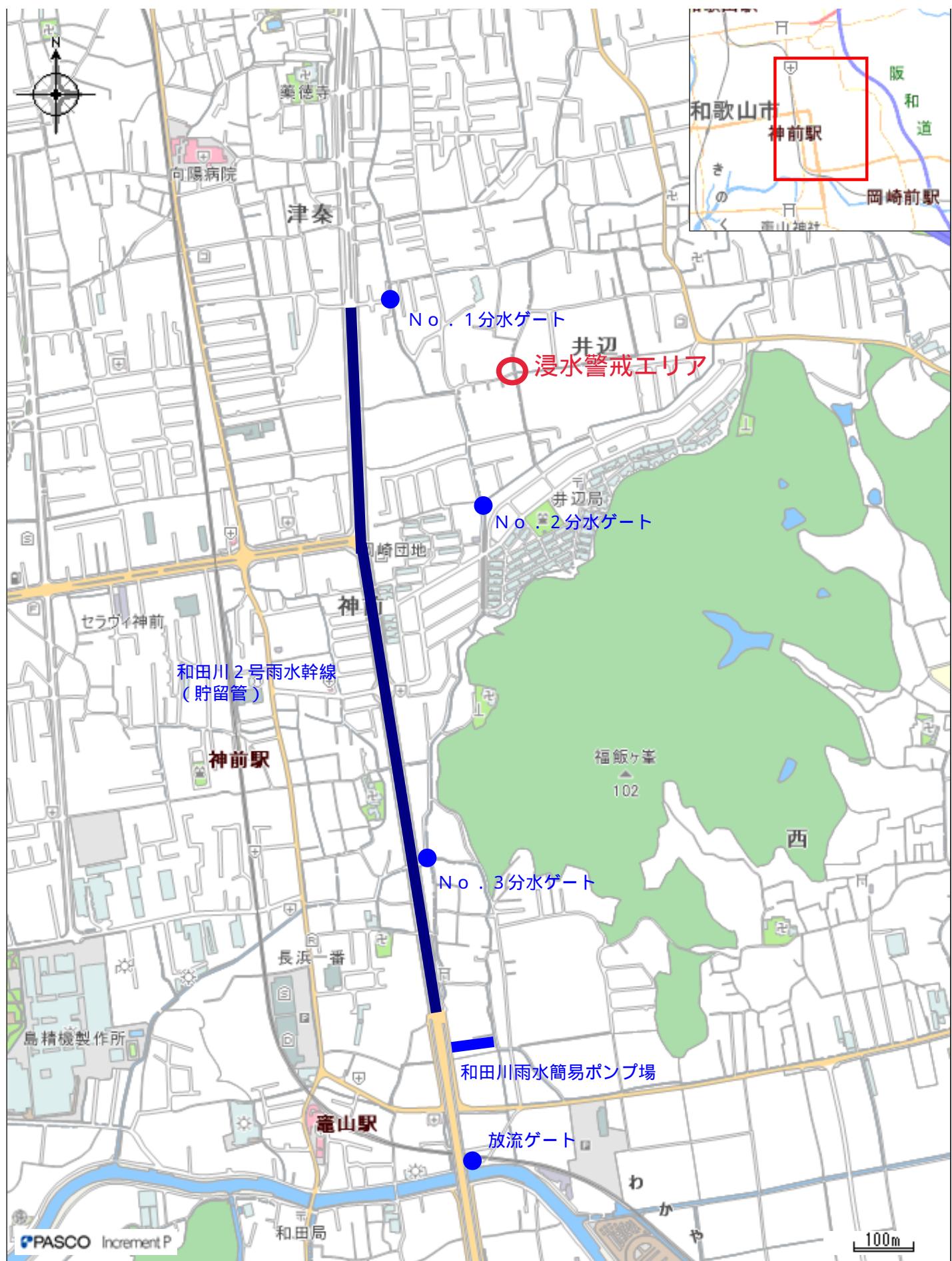
### 引継事項

受託者は、下記項目について引継事項を作成し、次の受託者に引き継ぐものとする。

#### ○引継項目

1. 和田川雨水簡易ポンプ場に関すること
  - (1) 電気計装設備類の保守整備履歴
  - (2) 機械設備類の保守整備履歴
  - (3) 運転操作の詳細(故障・警報対応含)
  - (4) 運転操作手順
  - (5) その他
2. 各分水ゲート・放流ゲートに関すること
  - (1) 電気計装設備類の保守整備履歴
  - (2) 機械設備類の保守整備履歴
  - (3) 運転操作の詳細(故障・警報対応含)
  - (4) 運転操作手順
  - (5) その他

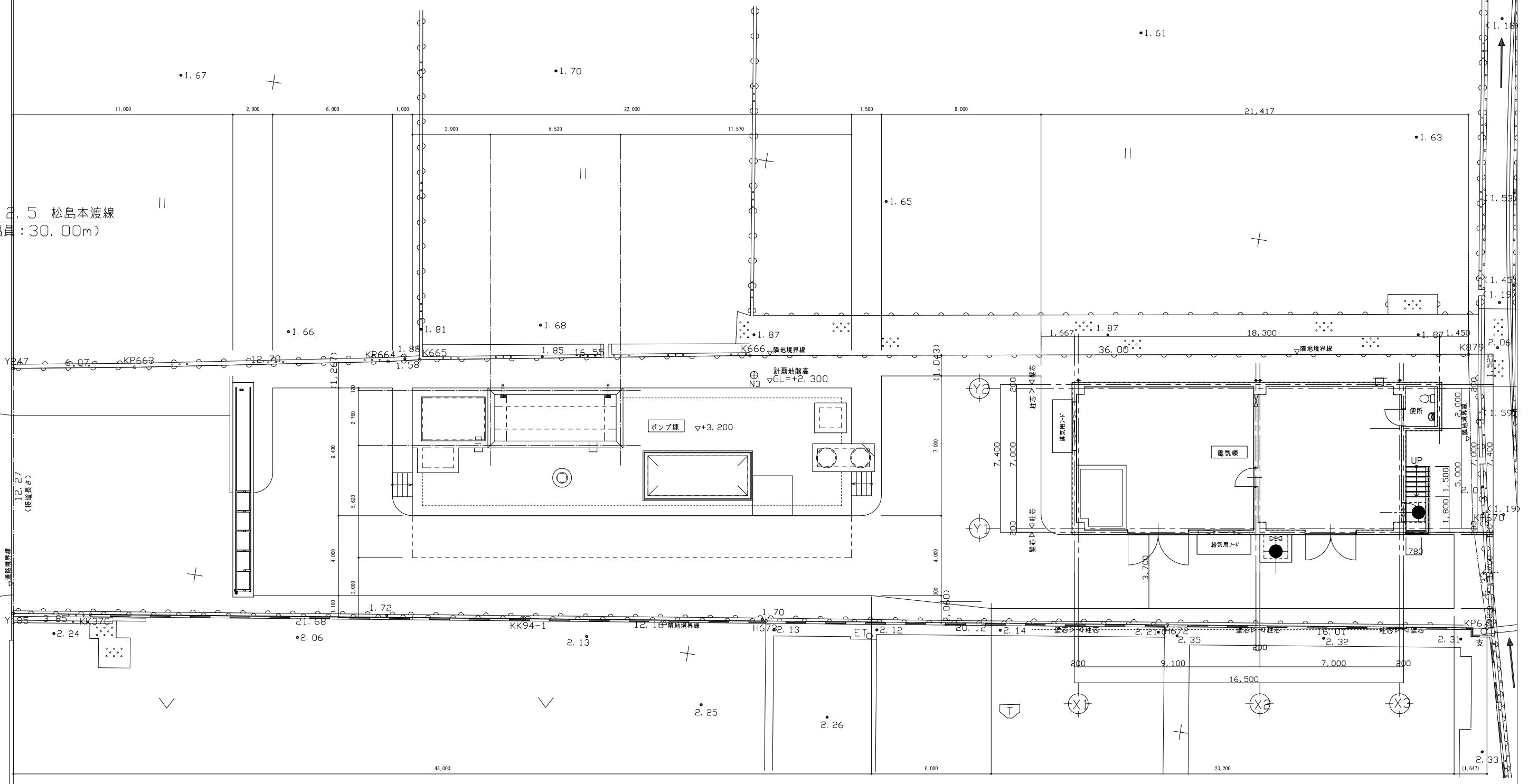
## 浸水警戒エリア



平成30年度  
和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事

図面目録		
図面番号	図面名称	縮尺
1	全 体 配 置 図	1/100
2	水 位 高 低 図	縦1/100
3	フ ロ 一 シ 一 ト	—
4	機 器 配 置 平 面 図	1/100
5	機 器 配 置 断 面 図 ( 1 )	1/100
6	機 器 配 置 断 面 図 ( 2 )	1/100
7	コ ン ク リ 一 ト 打 設 平 面 図 ( 1 )	1/100
8	コ ン ク リ 一 ト 打 設 平 面 図 ( 2 )	1/100
9	コ ン ク リ 一 ト 打 設 断 面 図 ( 1 )	1/50
10	コ ン ク リ 一 ト 打 設 断 面 図 ( 2 )	1/50
11	排 水 側 溝 仕 上 図	1/100

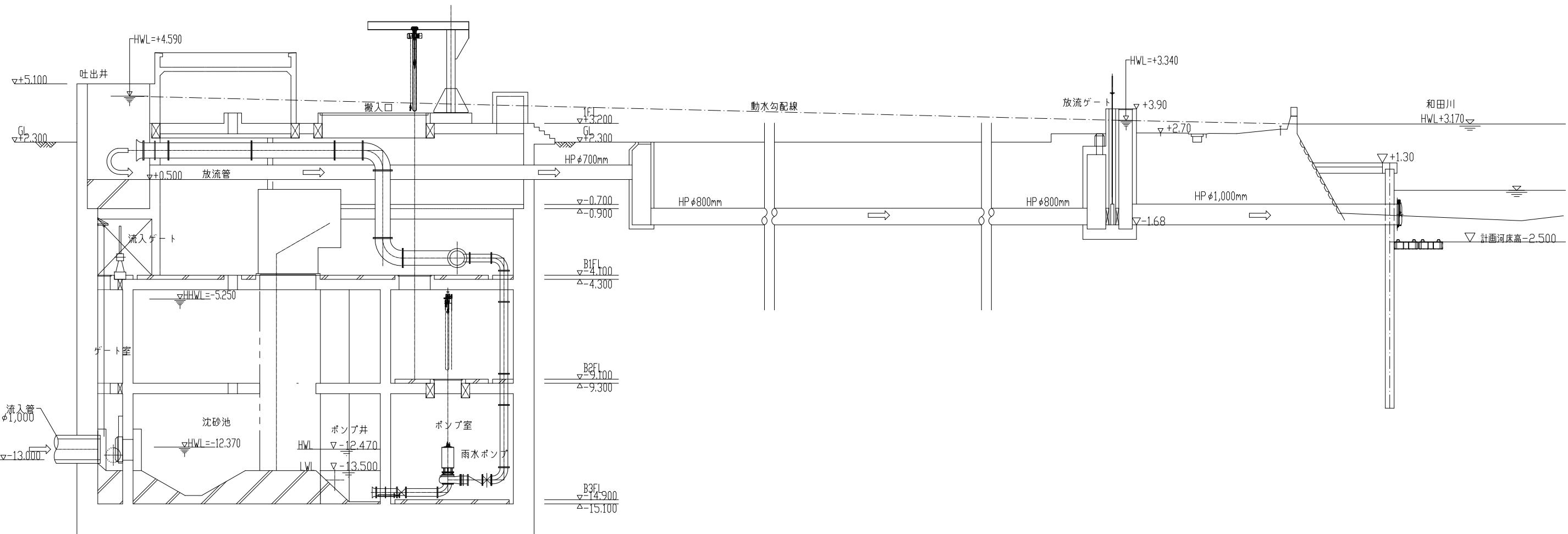
和歌山市企業局下水道部下水道施設課



注記：設計 G.L.=TP+2.300とする

全体配置図

年 度	平成30年度				
事業名	公共下水道事業				
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事				
細 別	全体配置図				
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課				
課長	副課長	班長	審査	設計	
複写	縮尺	1 / 100 /	図番	1 / 11	

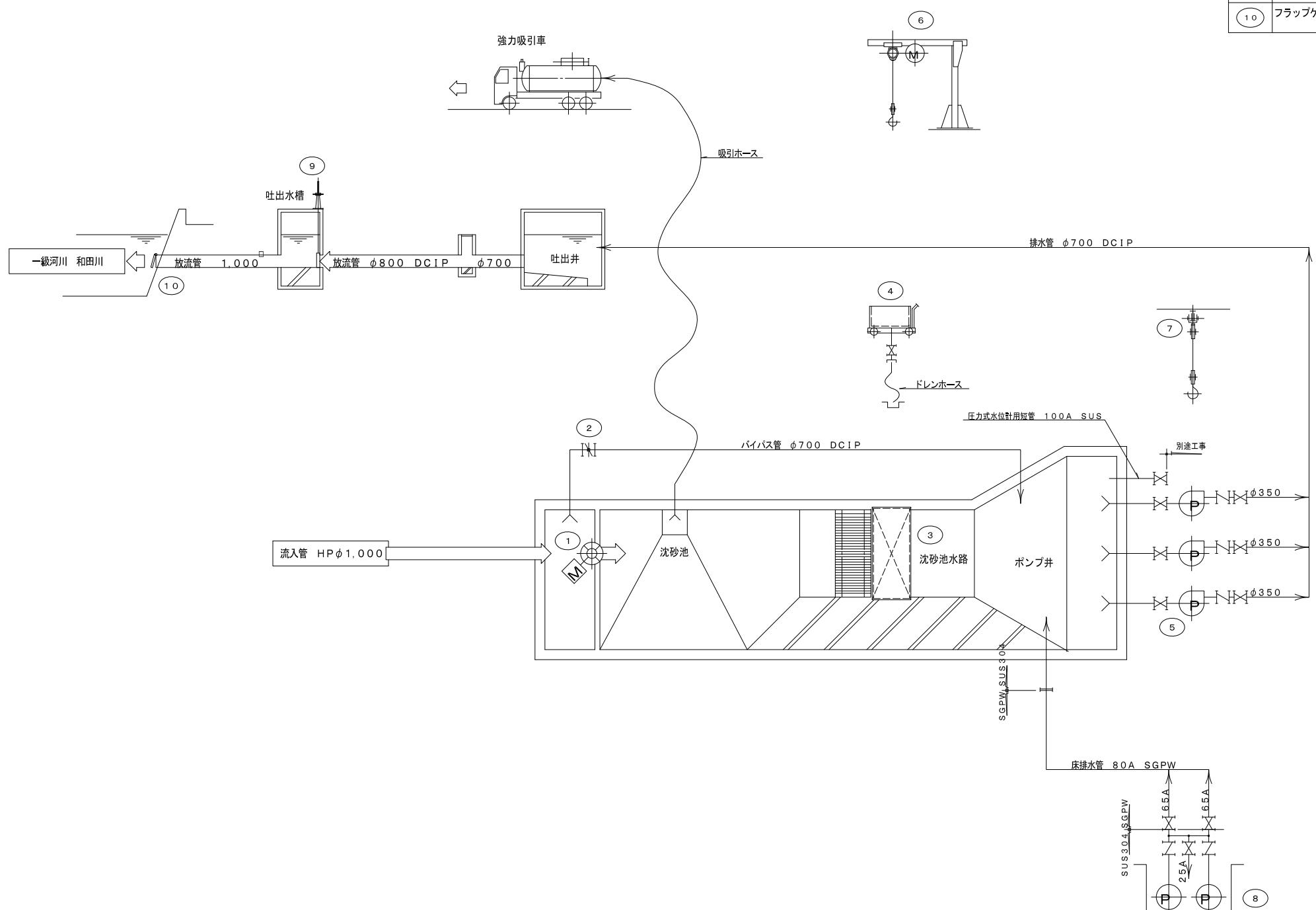


水位高低図 ページ 1 / 100

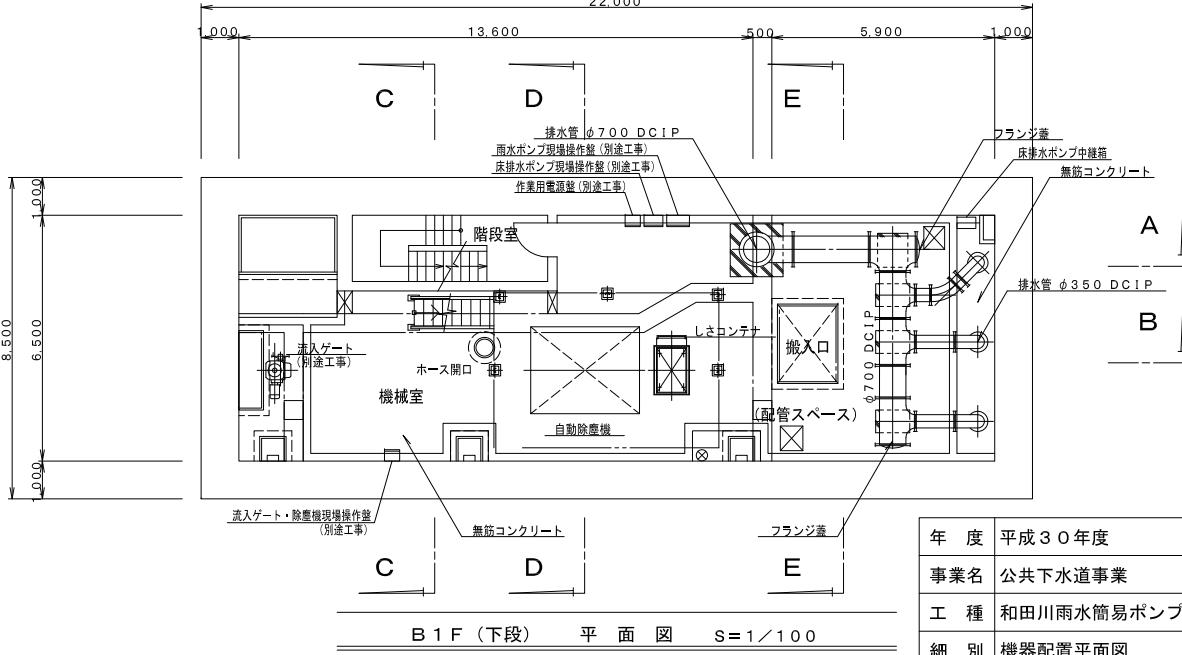
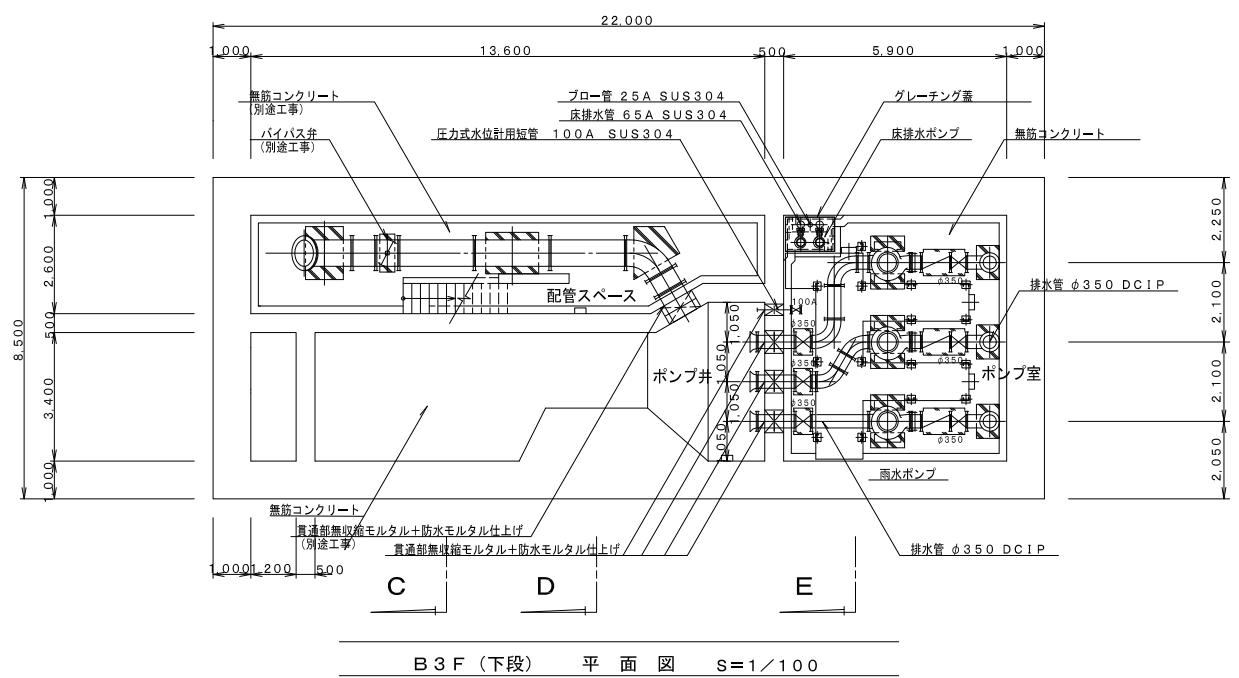
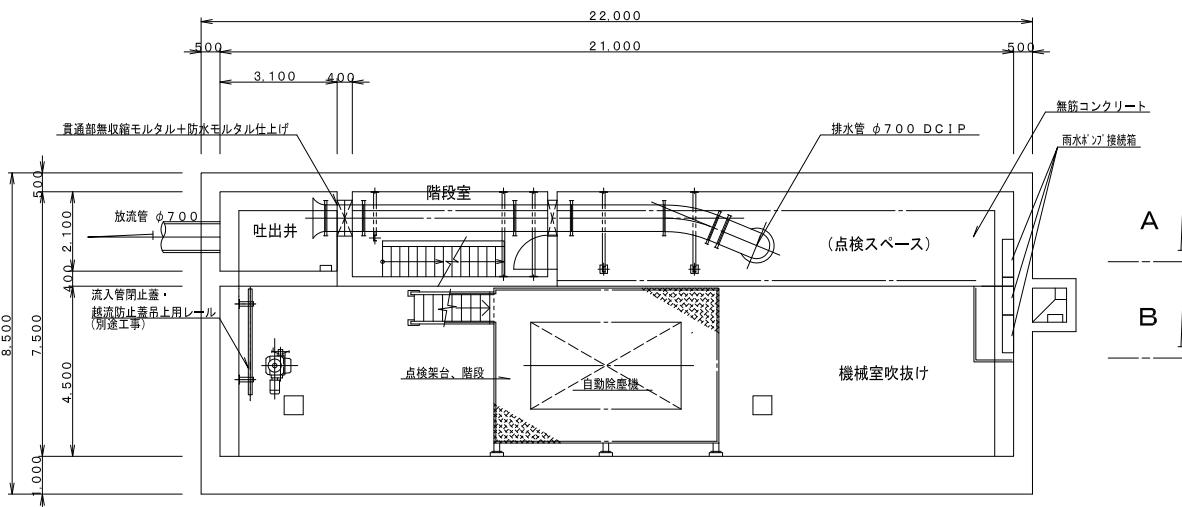
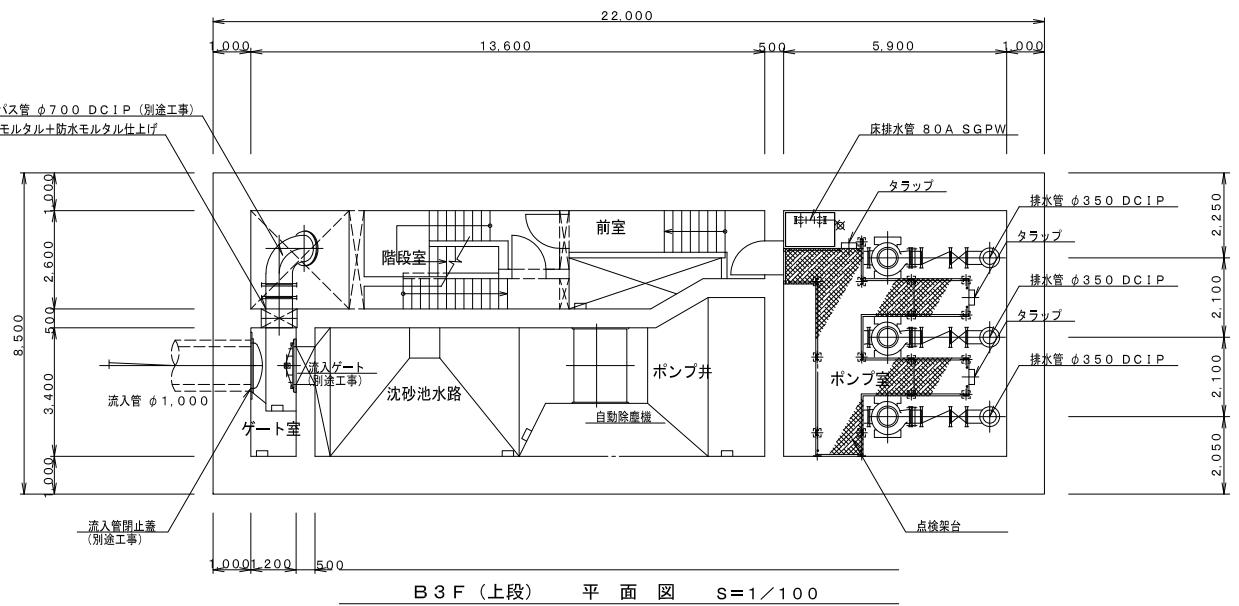
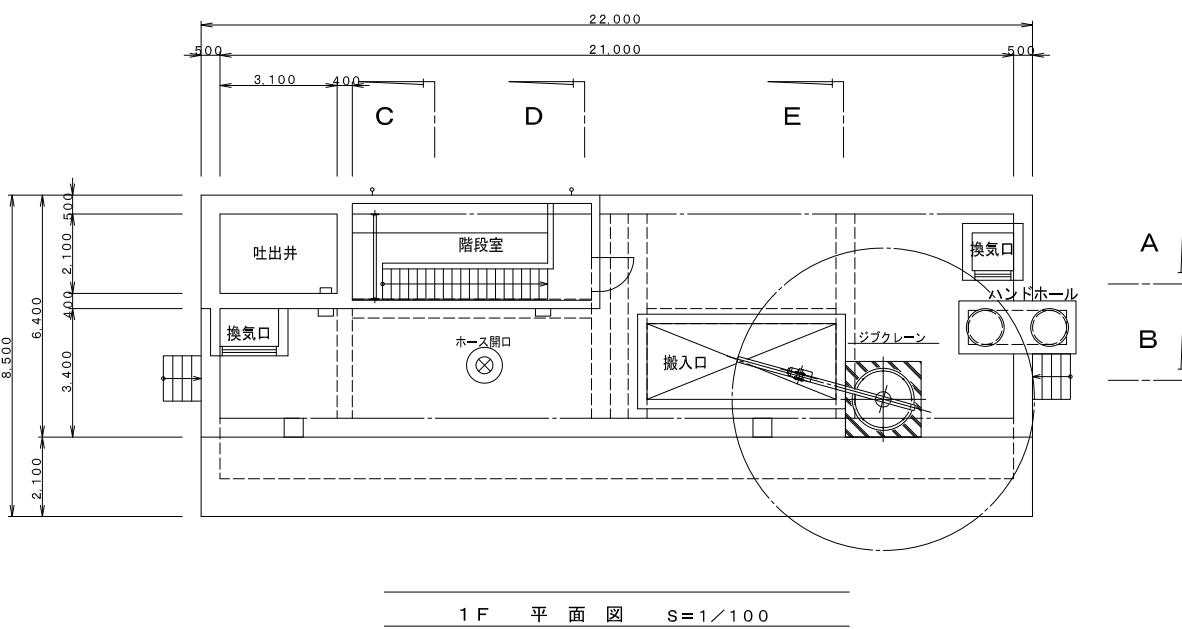
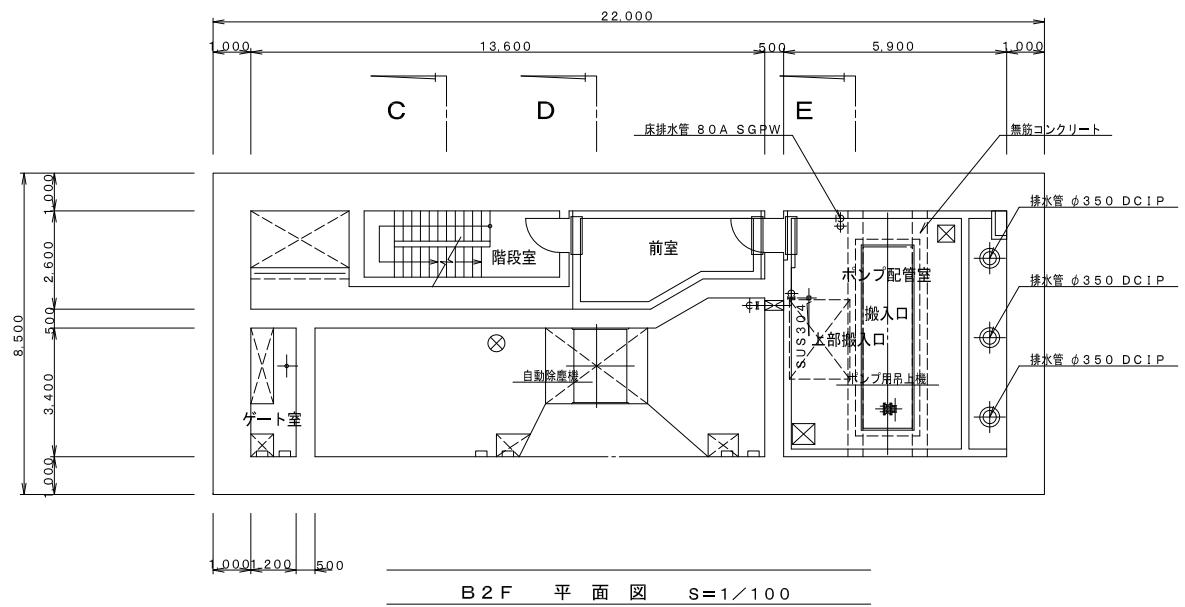
年 度	平成30年度				
事業名	公共下水道事業				
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事				
細 別	水位高低図				
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課				
課長	副課長	班長	審査	設計	
複写	縮尺	1 / 100	図番	2 / 11	

記号	名称	備考
—  —	仕切弁	
—  —	逆止弁	
—  —	手動バタフライ弁	

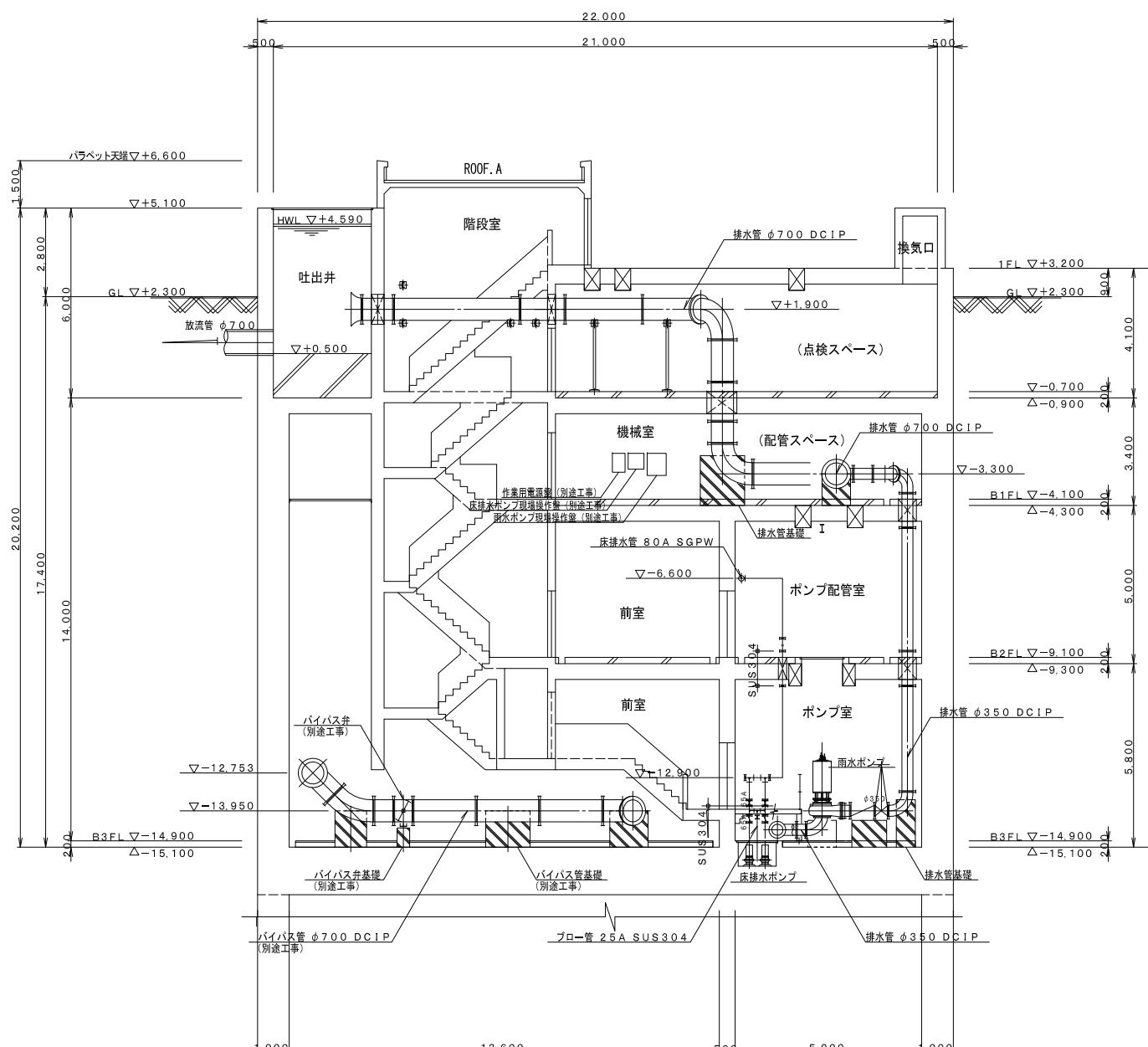
番号	機器名称	数量 今回 全休	機器仕様	電動機 (kW)	備考
①	流入ゲート	0 1	鋳鉄製電動スライドゲート 1.000W×1.000H	2.2	別途工事
②	バイパス弁	0 1	手動バタフライ弁 φ700	-	別途工事
③	自動除塵機	1 1	スクリーン有効幅25mm、取付角度80°以上 水路幅2.0m×水路深9.4m	1.5 以上	
④	しさコンテナ	1 1	ステンレス製底開き式台車付コンテナ 0.5m³	-	
⑤	雨水ポンプ	3 3	槽外形水中ポンプ（気中連続運転型） または立軸渦巻斜流ポンプ φ350×14m³/分×19m	7.5	
⑥	ジブクレーン	1 1	手動旋回式ポスト形ジブクレーン 2.8t（キャードトロリ付重動チェンブロック）	3.5	ジブ長4m、ジブ高4m
⑦	ポンプ用吊上機	1 1	ギヤードトロリ付手動チェンブロック 2.8t	-	
⑧	床排水ポンプ	2 2	着脱式水中汚水ポンプ φ65×0.3m³/分×12m	2.2	
⑨	放流ゲート	0 1	鋼板製手動スライドゲート 8.000W×8.00H	-	別途工事
⑩	フラップゲート	0 1	フラップゲート 1.000□	-	別途工事



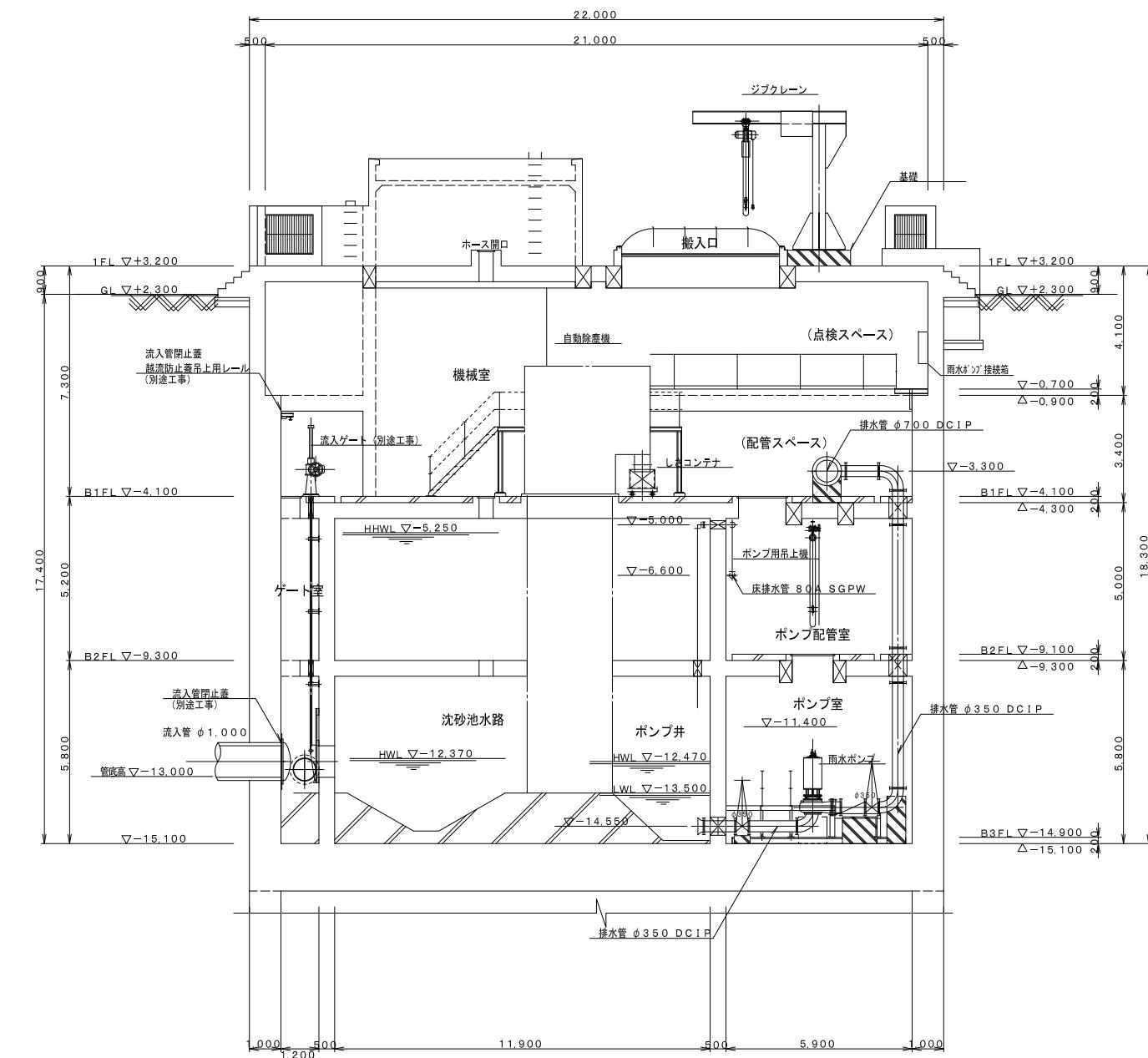
年 度	平成30年度				
事業名	公共下水道事業				
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事				
細 別	フローシート				
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課				
果長	副課長	班長	審査	設計	
復写	縮 尺	1 / <u>NON</u> /	図番	3 / <u>1</u>	



年度	平成30年度
事業名	公共下水道事業
工種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事
細別	機器配置平面図
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課
課長	副課長
複写	縮尺 1/100 / 図番 4/11

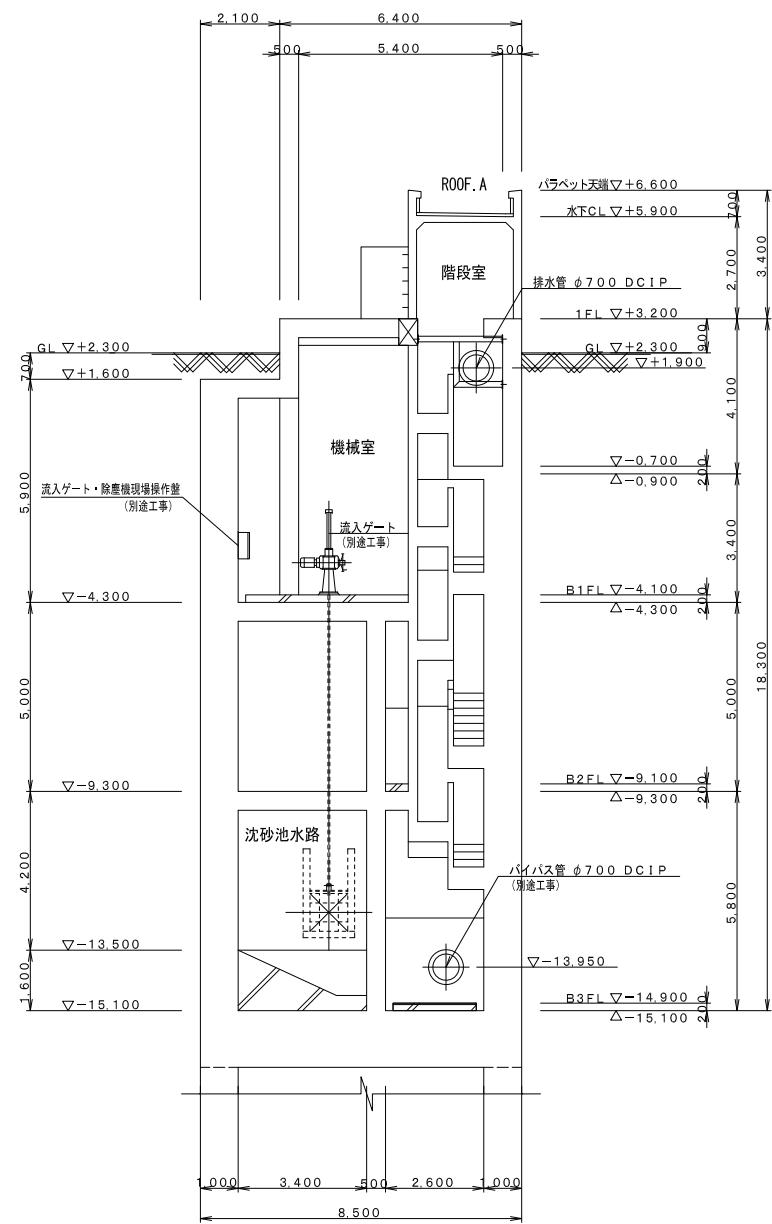


A-A 断面図 S=1/100

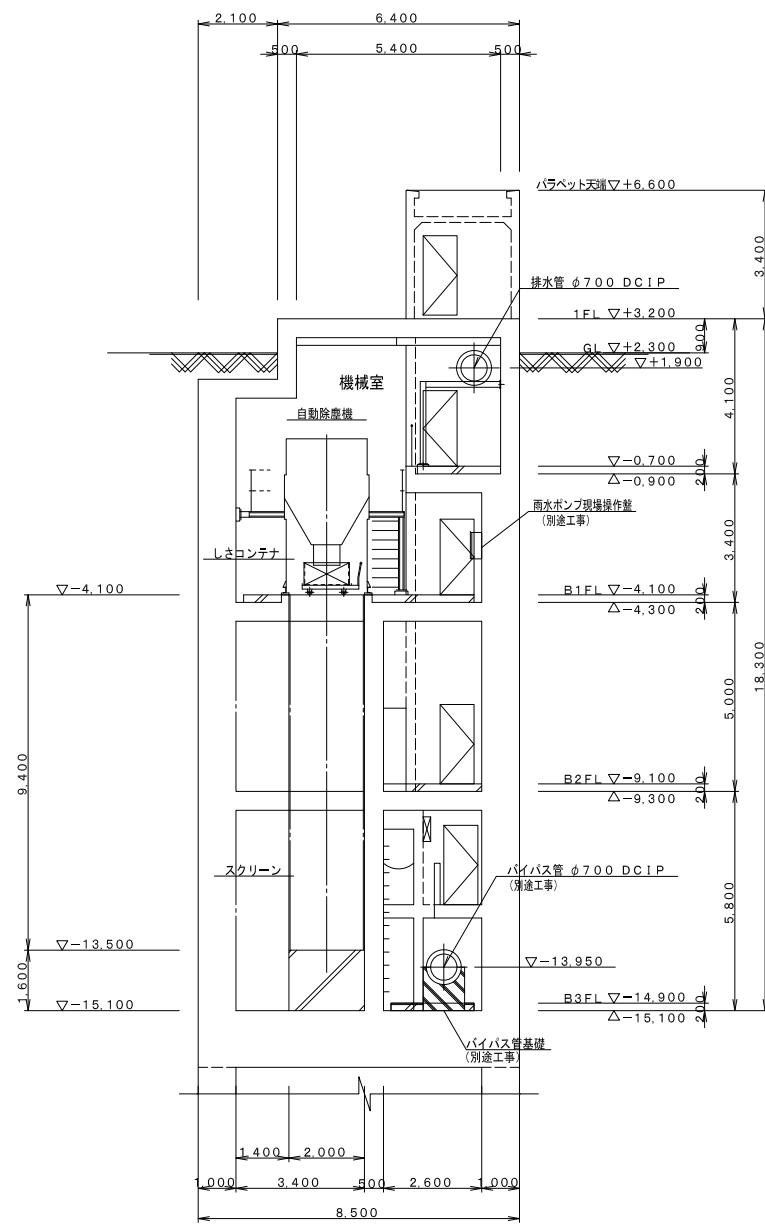


B-B 断面図 S=1/100

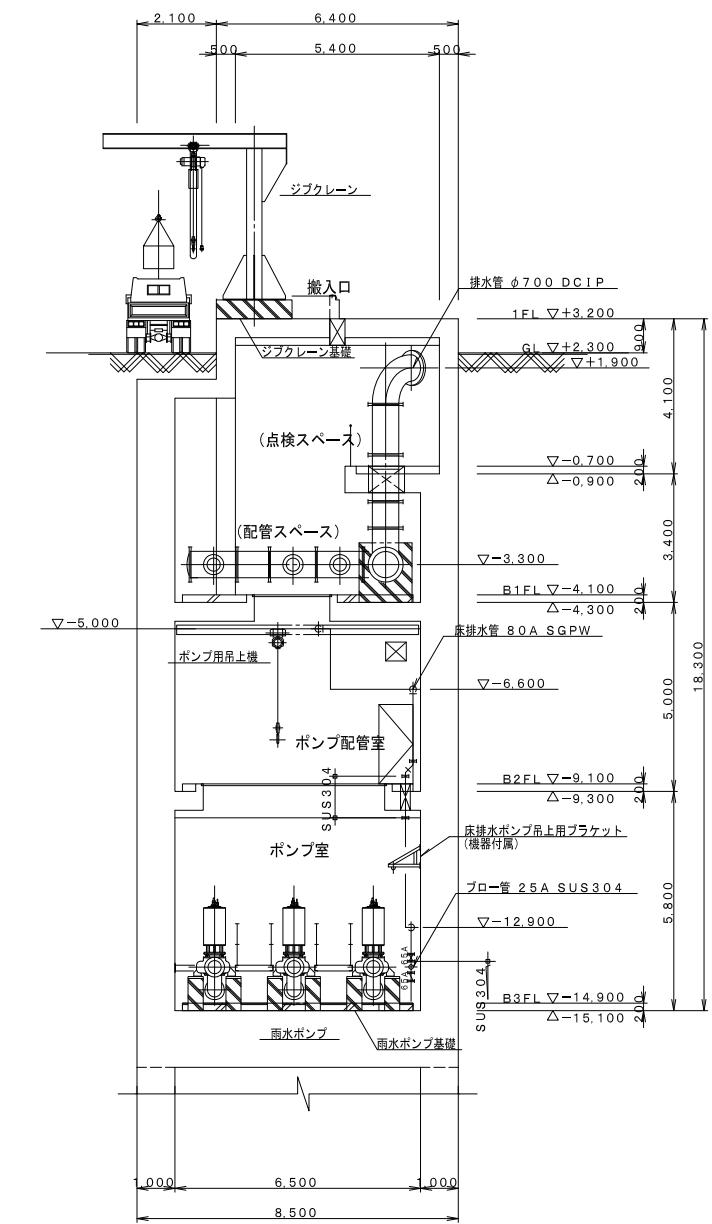
年 度	平成30年度				
事業名	公共下水道事業				
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事				
細 別	機器配置断面図（1）				
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課				
課長	副課長	班長	審査	設計	
複写	縮尺	1/100	図番	5/11	



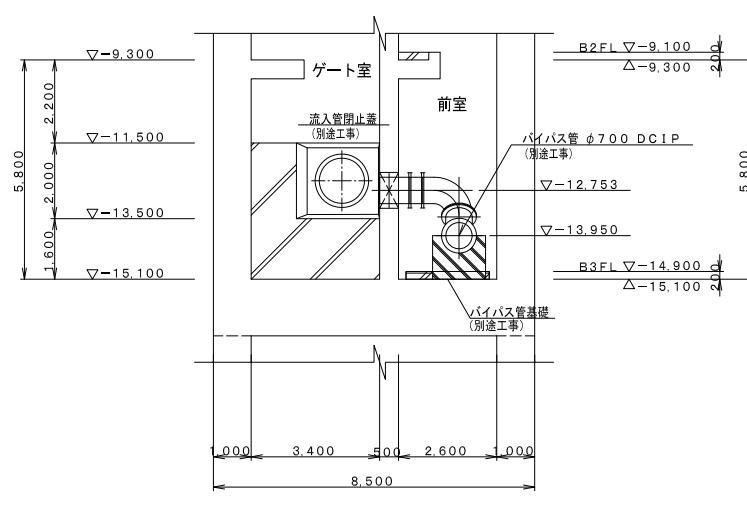
C-C 断面図 S=1/100



D-D 断面図 S=1/100

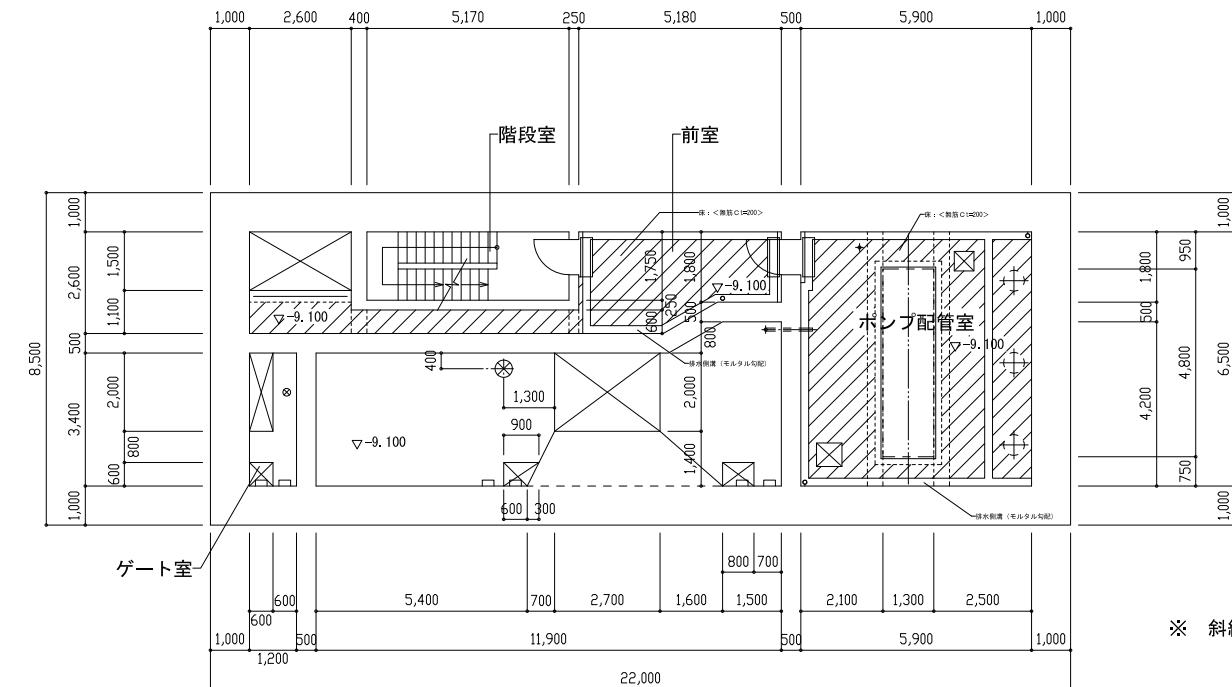
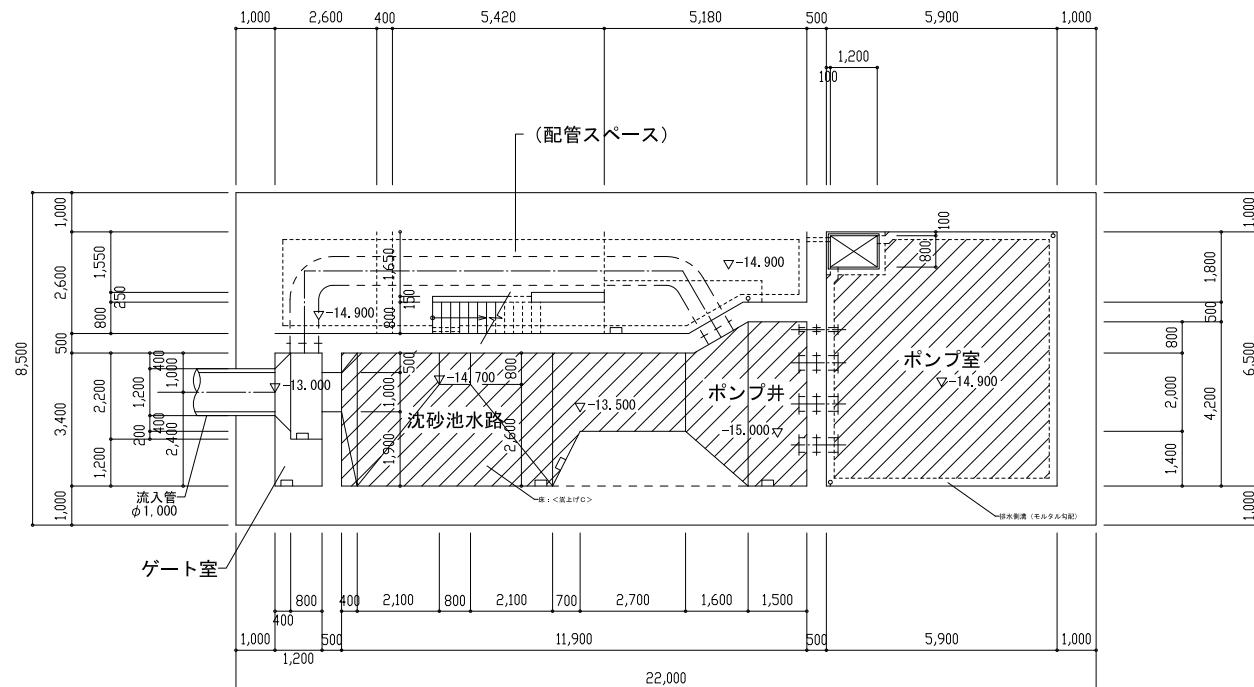
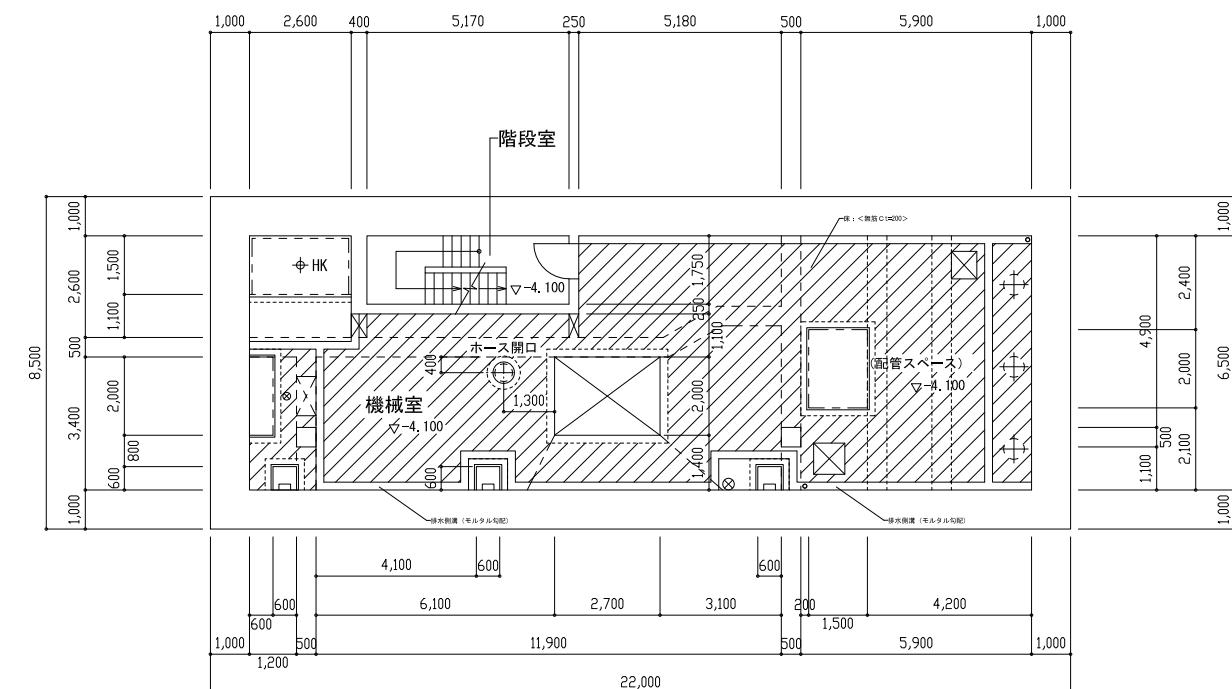
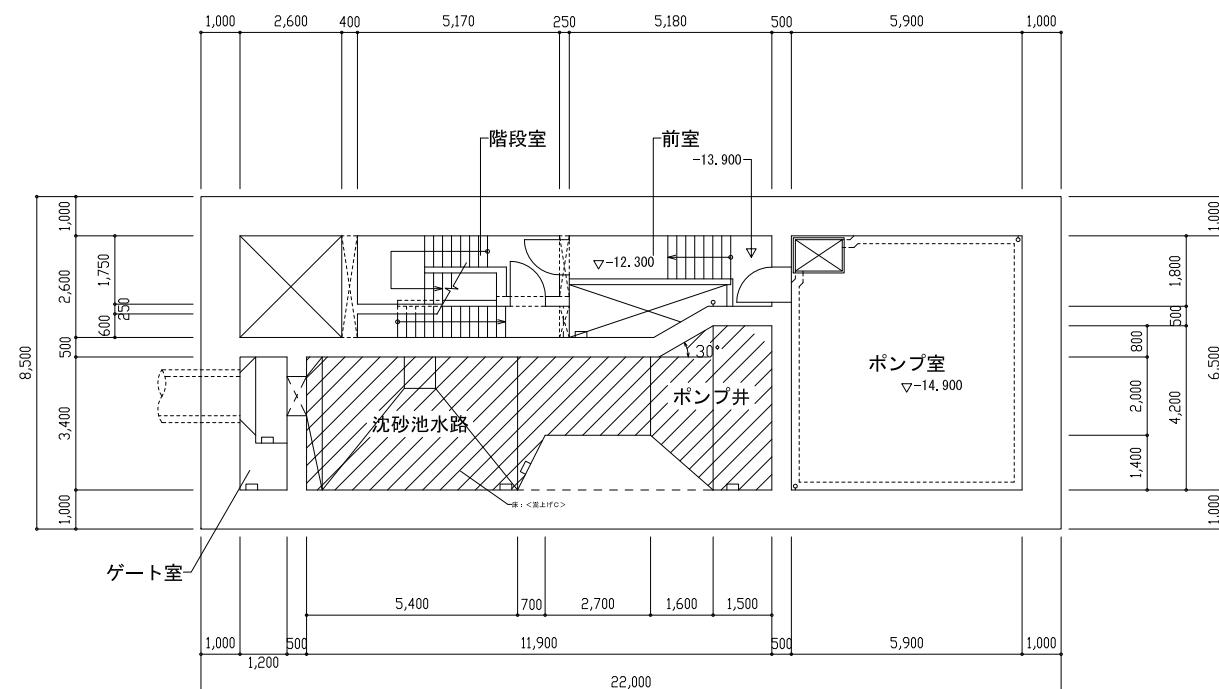


E-E 断面図 S=1/100

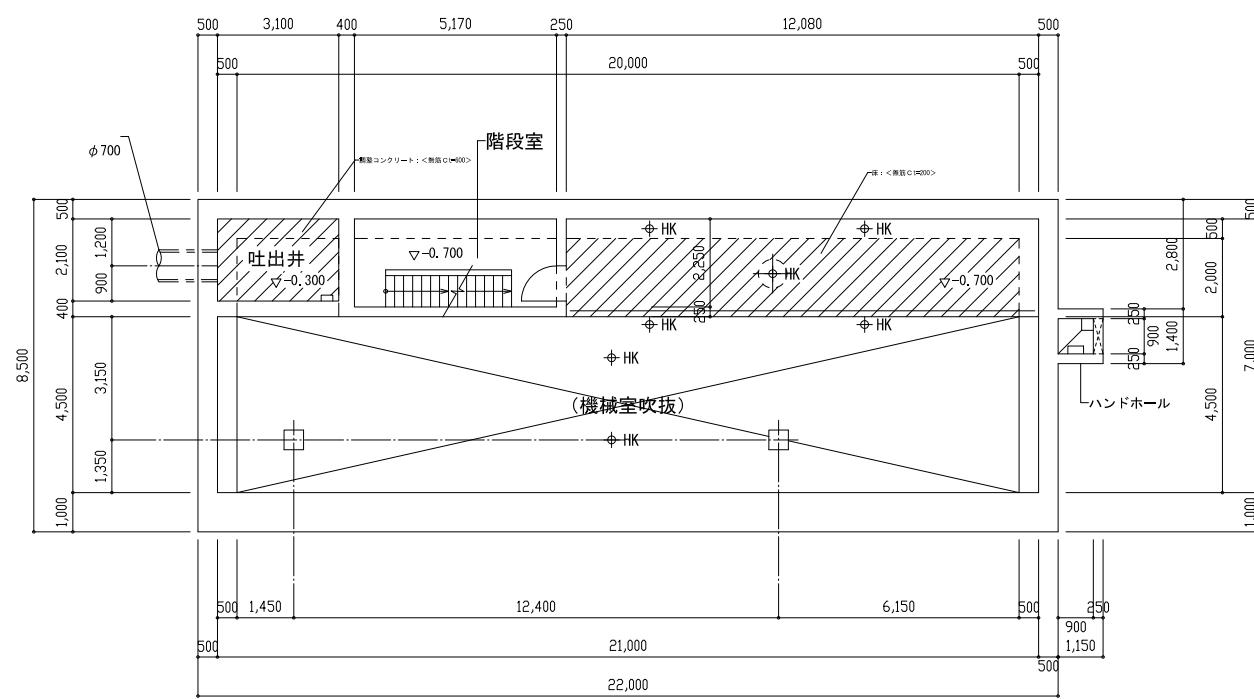
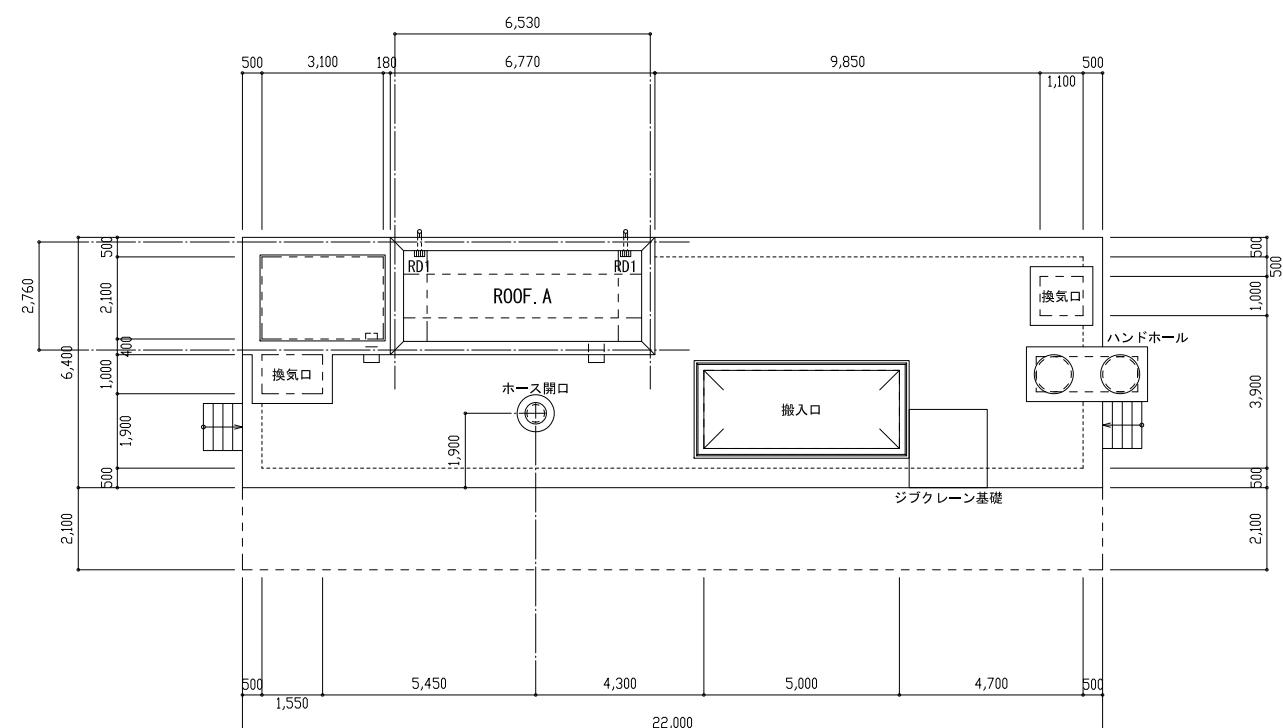
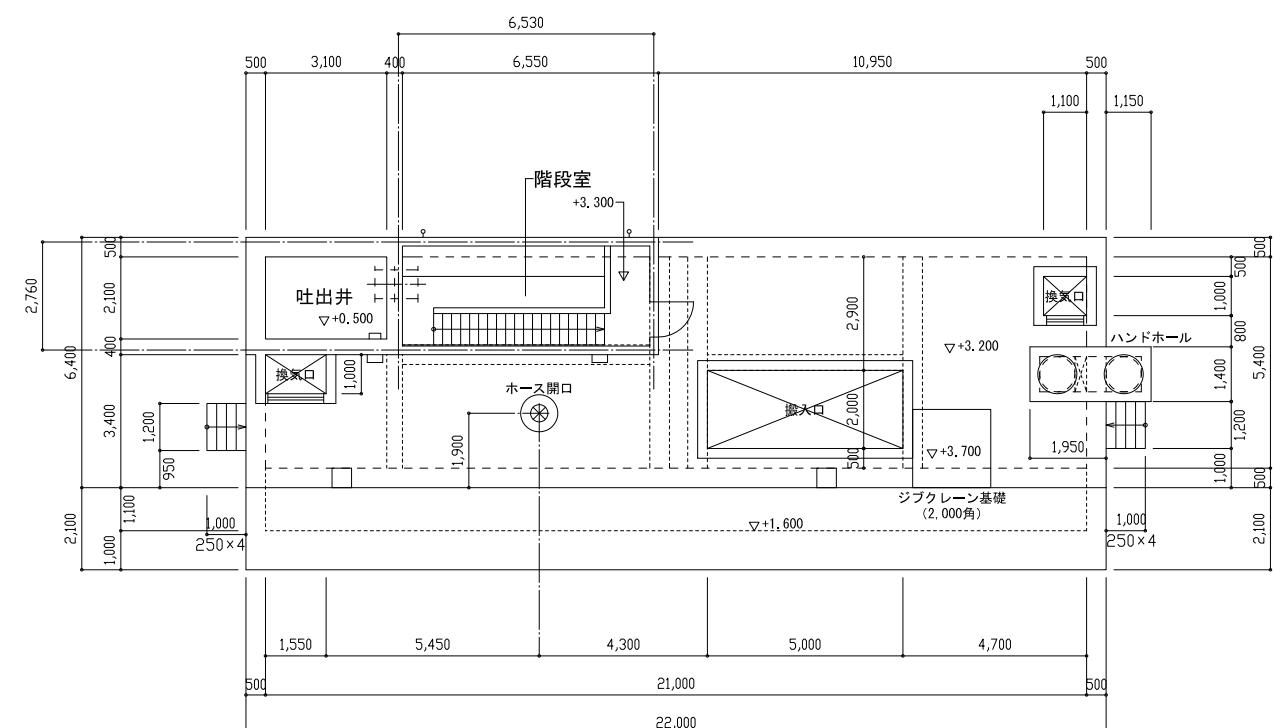


流入部 断面図 S=1/100

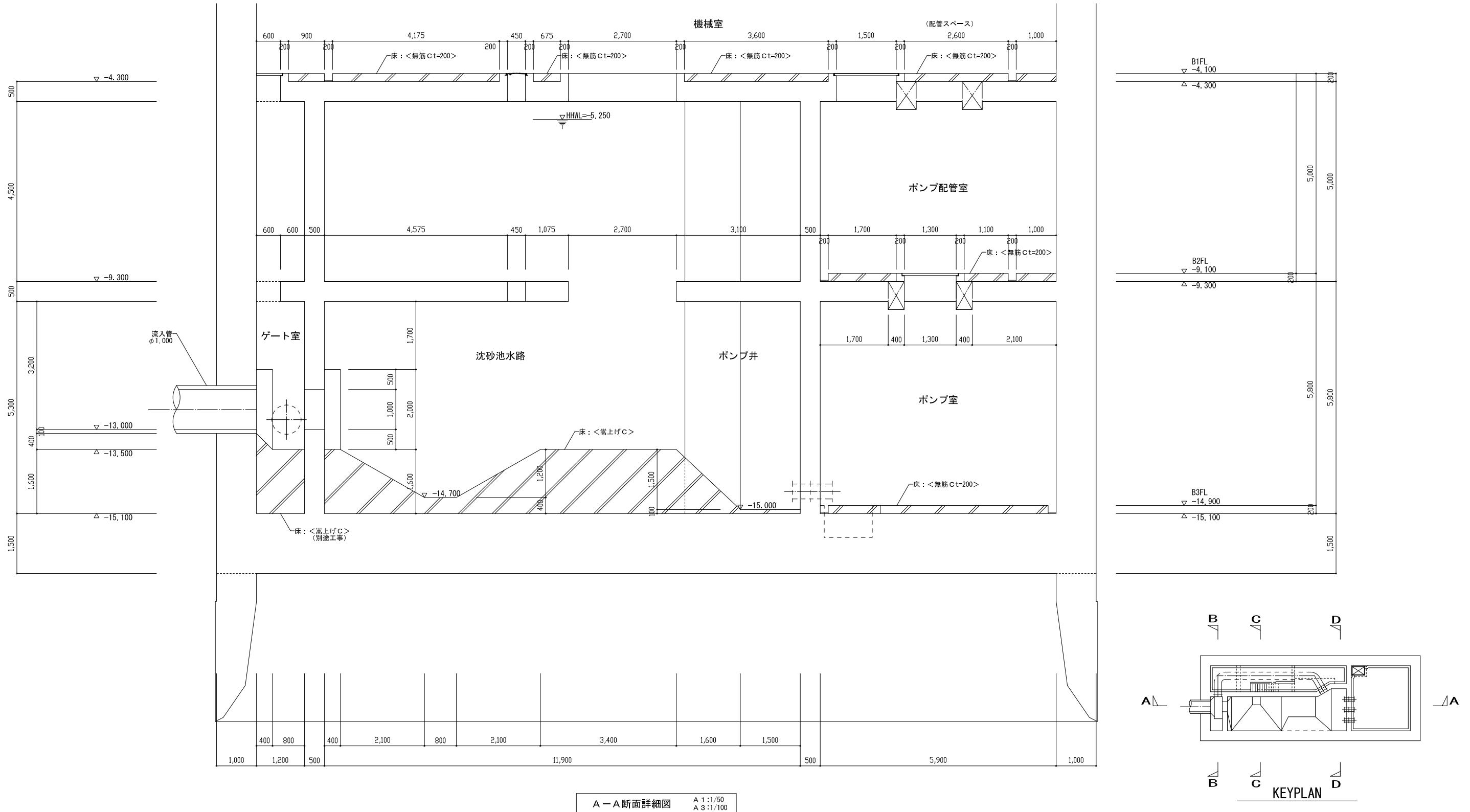
年度	平成30年度					
事業名	公共下水道事業					
工種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事					
細別	機器配置断面図(2)					
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課	課長	副課長	班長	審査	設計
複写	縮尺	1/100	/	図番	6/11	



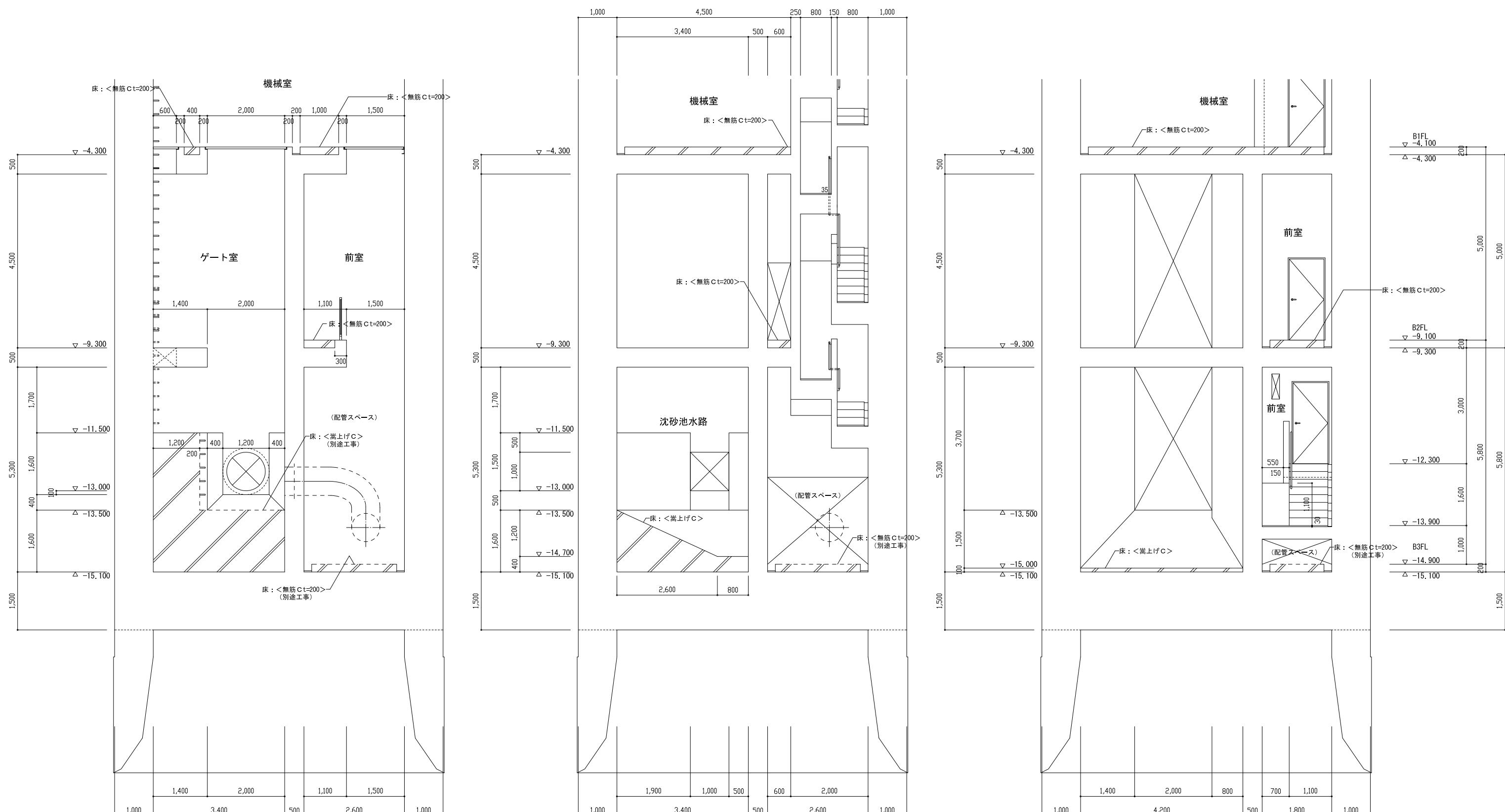
年 度	平成 30 年度				
事 業 名	公共下水道事業				
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事				
細 別	コンクリート打設平面図(1)				
事 業 部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課	課長	副課長	班長	審査
複 写	縮 尺	1 / 100	/	図番	7 / 11



年 度	平成30年度					
事業名	公共下水道事業					
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事					
細 別	コンクリート打設平面図(2)					
事務部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課	課長	副課長	班長	審査	設計
複写	縮尺	1 / 100	/	図番	8 / 11	



年 度	平成 30 年度					
事業名	公共下水道事業					
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事					
細 別	コンクリート打設断面図(1)					
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課	課長	副課長	班長	審査	設計
複写	縮尺	1 / 50	/	図番	9 / 11	

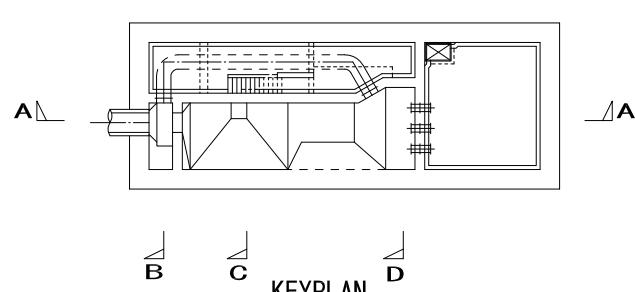


A 1:1/50  
A 3:1/100

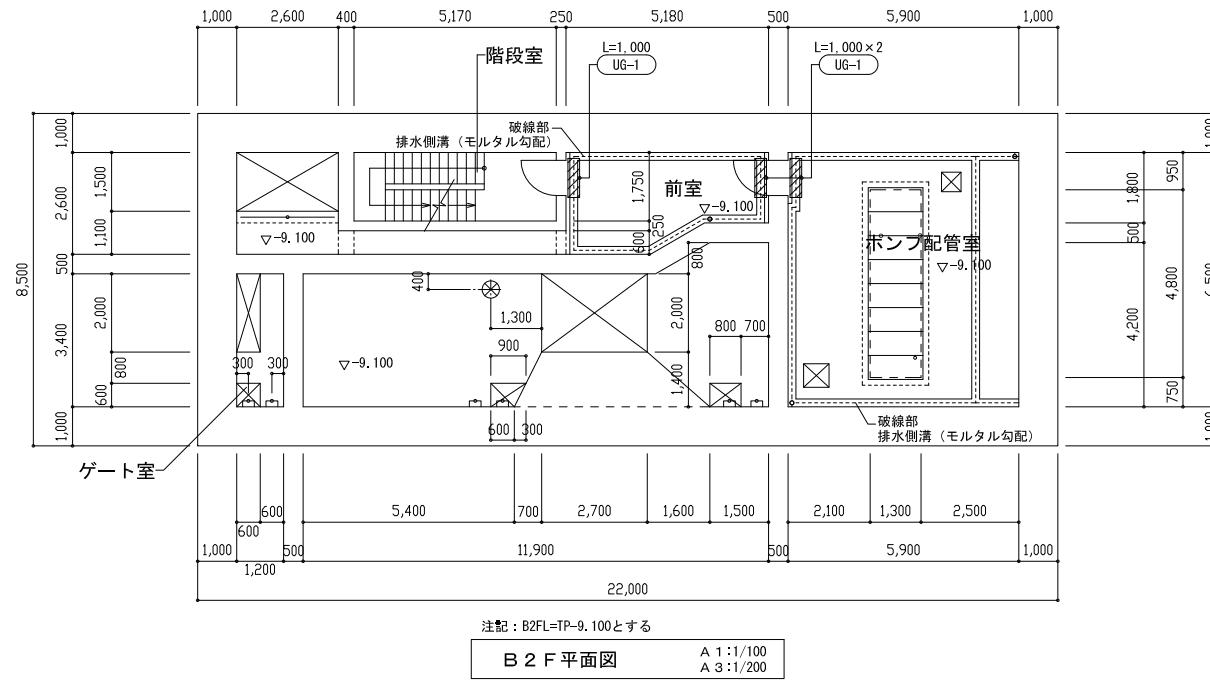
ΔB ΔC ΔD

A 1:1/50  
A 3:1/10

D-D 断面詳細図 A 1:1/50  
A 3:1/100

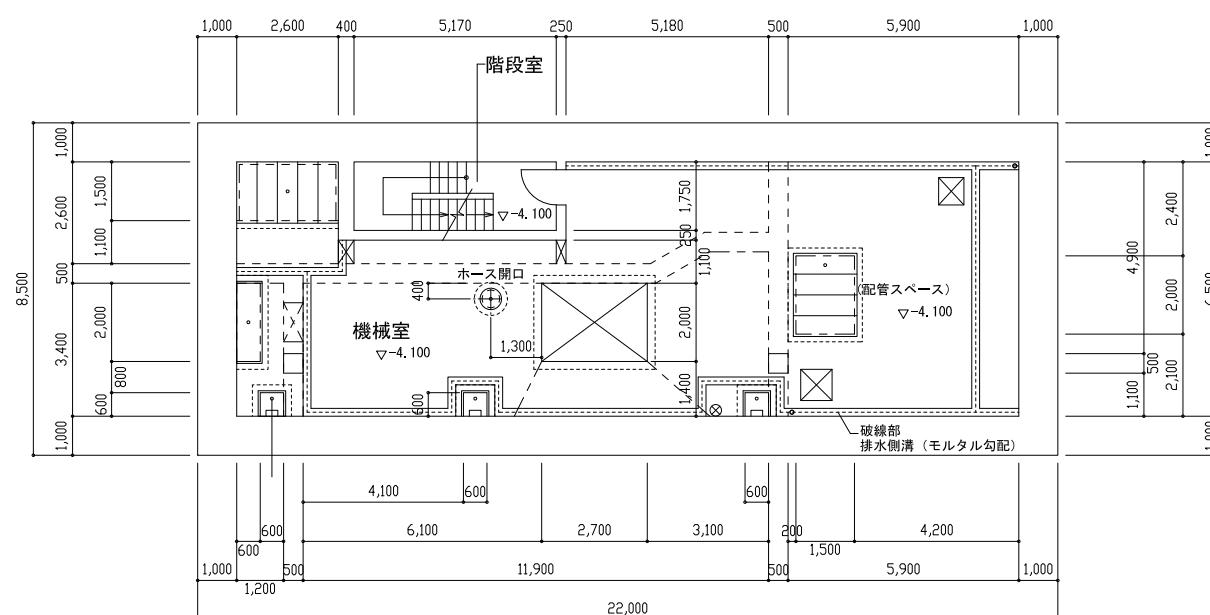


年 度	平成30年度				
事業名	公共下水道事業				
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事				
細 別	コンクリート打設断面図(2)				
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課				
課長	副課長	班長	審査	設計	
複写	縮尺	1 / 50	/	図番	10 / 11



注記：B2FL=TP-9.100とする

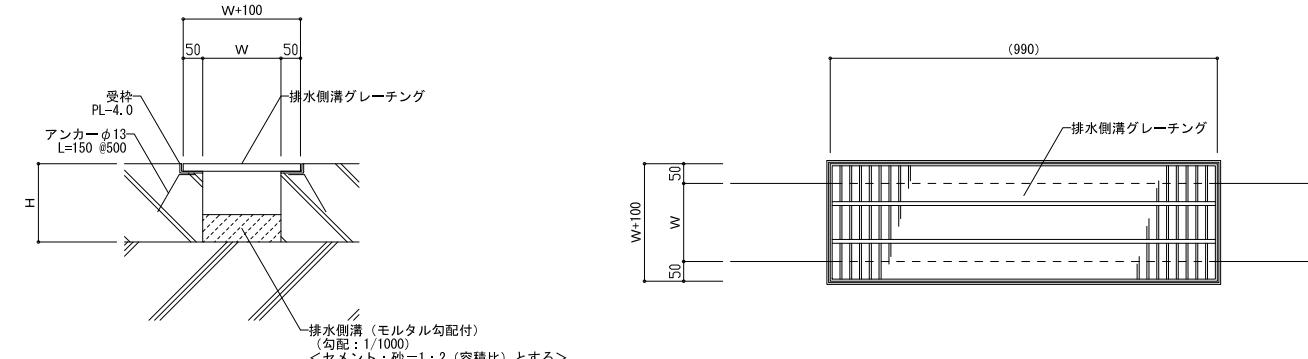
B 2 F 平面図 A 1:1/10  
A 3:1/20



注記：B1FL=TP-4.100とする

B 1 F 平面図（下段） A 1:1/10  
A 3:1/20

## UG- 排水側溝及び排水側溝グレーチング蓋詳細図



仕様・注

- 受枠は鋼製(SS400:溶融亜鉛メッキ)とする。
  - 鋼製グレーチングは JIS H 8641の2種55の溶融亜鉛メッキとする。

排水側溝グレーチング蓋リスト

符 号	排水側溝巾	グレーチング巾	H	受枠 ( t )	材質		備 考
					本体	受枠	
U G - 1	200	300	19	4.5	鋼製	鋼製	

符号	名称	備考
UG-	排水側溝グレーティング	

年 度	平成30年度					
事業名	公共下水道事業					
工 種	和田川雨水簡易ポンプ場機械設備工事					
細 別	排水側溝仕上図					
事業部	和歌山市企業局下水道部下水道施設課					
課長	副課長	班長		審査		設計
複写	縮尺	1 / 0 0	/	図番	1 1	/ 1 1

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は和田川雨水簡易ポンプ場運転管理業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 契約期間のうち令和8年4月1日から令和9年2月28日までを委託業務期間とする。
- 3 令和9年3月1日から同月31日までの期間を業務引継期間とする。
- 4 前項の業務引継期間に要する費用は全て本契約書前書きの乙の負担とする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

- 2 乙は、新たな受注者が決定された場合、又は契約解除により乙が変更になる場合は、速やかに新たな受注者に対して仕様書に定める業務を遂行できるよう引継ぎ研修を誠実に行わなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の総額は、　　,　　,　　円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
とし、令和8年4月から令和9年2月まで分1か月当たりの額は、　　,　　円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第12条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わな

ければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中に委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 第22条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (4) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

- 第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したとき

は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(乙の不完全履行責任)

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないように指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、また譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲と乙との間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市公営企業管理者　瀬崎　典男

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

## 質問・回答について

1 委託名称 和田川雨水簡易ポンプ場運転管理業務委託

2 委託番号 21

3 担当課 下水道管理課

### 4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月20日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。